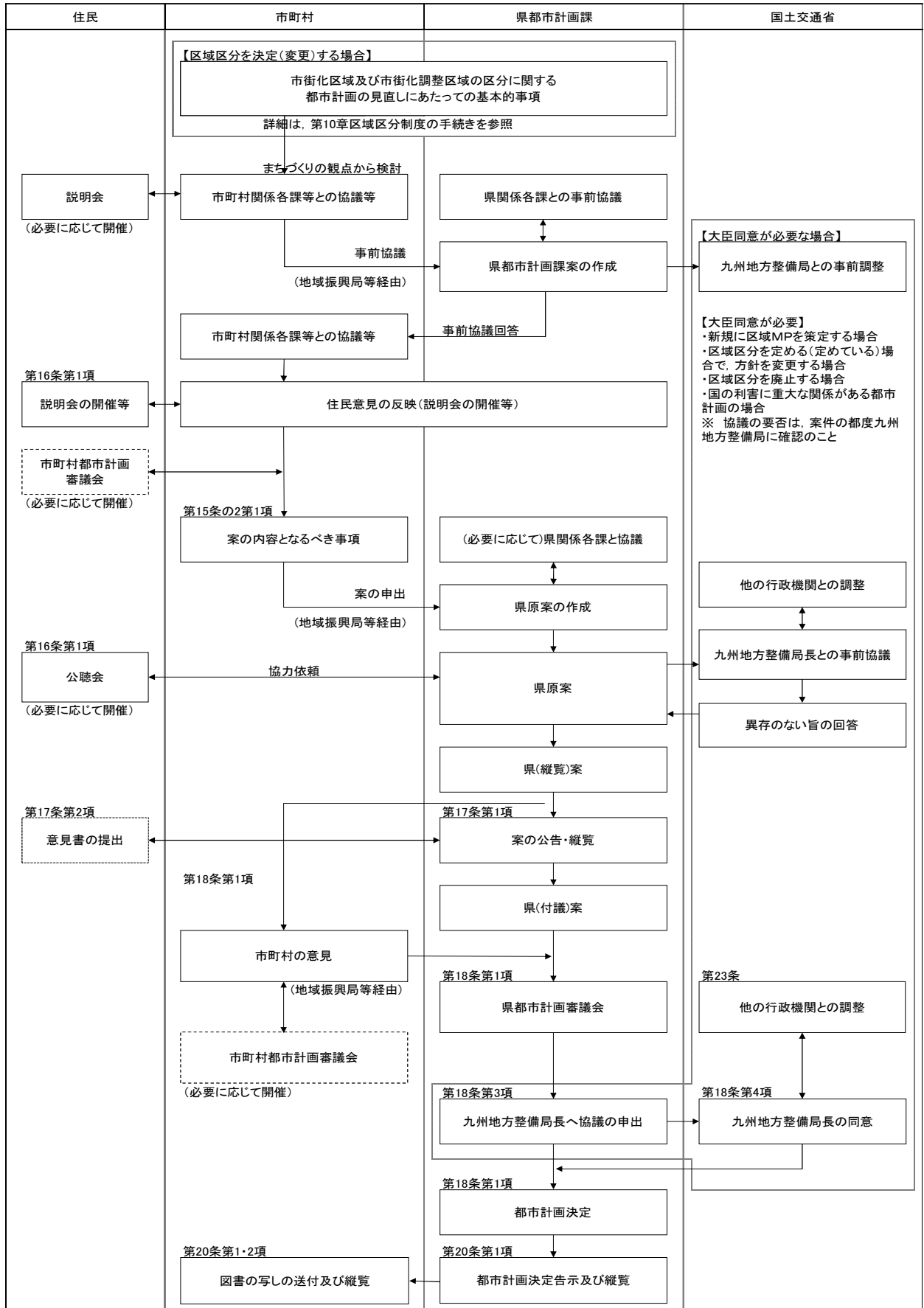


都市計画区域マスタープランの 決定・変更等の手続

1 都市計画区域マスタープランの決定及び変更の手続



県の定める都市計画

手続	根拠条文 (都市計画法)	様式			備考
		県都市計 画課	地域振興 局等	市町村	
(1) 市街化区域及び市街化調整区域の区分に関する基本的事項					
					市街化区域及び市街化調整区域の区分に関する都市計画の決定(変更)の場合。 手続の詳細は、「第10章区域区分制度の手続き」を参照
(2) 都市計画の案の事前協議					
事前協議			C-3	C-1	
↓					
県都市計画課との事前協議					
↓					
県関係各課との事前協議					必要に応じ、県庁内関係課と協議を行います。
↓					
国土交通省との事前調整					国土交通大臣の同意が必要な案件については、九州地方整備局と事前調整を行います。 【大臣同意が必要】 ・新規に区域MPを策定する場合 ・区域区分を定める(定めている)場合で、方針を変更する場合 ・区域区分を廃止する場合 ・国の利害に重大な関係がある都市計画の場合 ※ 協議の要否は、案件の都度九州地方整備局に確認のこと
↓					
事前協議回答 (県→市町村)		C-2			県関係各課及び国土交通省との協議を反映させた案を添付する。
(3) 都市計画の案の内容となるべき事項の申出					
住民意見の反映等	第16条第1項				説明会や広報紙、市町村都市計画審議会等により、住民意見の反映等を行います。
↓					
案の内容となるべき事項の申出	第15条の2第1項		C-6	C-4 ~5	案の内容となるべき事項を申し出ます。

手続	根拠条文 (都市計画法)	様式			備考
		県都市計 画課	地域振興 局等	市町村	
(4) 県原案の策定					
県原案の作成		C-7			申出を踏まえ、県原案を作成します。
(5) 都市計画の決定等の事前協議【大臣協議が必要な場合】					
国土交通省との事前協議		C-8			国土交通大臣の同意が必要な案件については、九州地方整備局と事前協議を行います。
↓					
異存ない旨の回答 (九地整→県)					
(6) 公聴会の開催等					
公聴会の開催	法第16条第1項	C-9 ~14			原則全ての案件について公聴会を開催します。
↓					
公聴会意見に対する 見解の作成		C-15 ~17			意見に対する見解を、市町村、地域振興局等及び関係課へ照会の上作成します。
(7) 案の縦覧に供する県案の策定					
県(縦覧)案の策定		C-18			事前協議回答及び公聴会に対する見解を受け、縦覧に供する県案を策定します。
(8) 案の縦覧及び市町村への意見聴取					
案の縦覧	法第17条第1項	C-19 ~26			案の縦覧とあわせ、市町村への意見照会を行います。
↓					
住民・利害関係人の 意見書の提出	法第17条第2項				
↓					
市町村への意見照会	法第18条第1項	C-24			市町村へ意見照会を行います。
↓					
市町村の意見	法第18条第1項		C-26		市町村への意見照会に対する回答。必要に応じて、市町村都市計画審議会を開催します。また、意見書の提出があった際には、これを踏まえた上で回答します。
(9) 案の縦覧に際して提出された意見書への対応					
意見書に対する見解 の作成		C-27 ~29			

手続	根拠条文 (都市計画法)	様式			備考
		県都市計 画課	地域振興 局務所等	市町村	
(10) 県都市計画審議会に付議する県案の策定					
県(付議)案の策定		C-30			意見書に対する見解を受け、県都計審に付議する県案を策定します。
(11) 県都市計画審議会への付議					
県都市計画審議会	第18条第1項	C-31			県都市計画審議会へ付議します。
(12) 都市計画の同意協議の申出【大臣協議が必要な場合】					
国土交通省との協議	第18条第3項	C-32 ~33			国土交通大臣の同意が必要な案件については、九州地方整備局と同意協議を行います。
↓					
国土交通大臣の同意	第18条第3項				
(13) 都市計画の決定(変更)					
都市計画の決定・変更	第18条第1項	C-34 35			同意が必要なものは同意を受けて、決定及び変更を行います。
(14) 告示、図書の写しの送付及び決定図書の縦覧					
告示	第20条第1項	C-36 ~39			決定等について県公報により告示します。
↓					
図書の写しの送付	第20条第1項	C-36 ~39			関係市町村に図書の写しを送付します。
↓					
永久縦覧	第20条第2項				県都市計画課及び市町村において縦覧。

2 手続きに係る様式

以下の様式等のうち市町村に係るものについては、指定するものではなく、参考として示すものです。

(1) 市街化区域及び市街化調整区域の区分に関する基本的事項

市街化区域及び市街化調整区域の区分に関する都市計画の決定(変更)の場合。

手続きの詳細は、「第10章区域区分制度の手続き」を参照

(2) 都市計画の案の事前協議

事前協議は、市町村にその実施が義務づけられるものではなく、市町村が、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出る際に、都市計画の事務処理を円滑に進めるため、市町村の判断により「必要に応じて任意に」行うものです。

ア 事前協議

C-1

	番 令和 年 月 日	号 日
鹿児島県土木部都市計画課長 殿	〇〇市（町）都市計画主管課長	
<p>〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（変更）について（事前協議）</p> <p>下記の都市計画について、案を作成したので、あらかじめ審査くださるよう協議します。 なお、鹿児島県の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理する必要がありますので、文書にて行われるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 都市計画の種類 〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>2 都市計画を定める（変更する）土地の区域 〇〇都市計画区域</p>		

※事前協議については、関係地域振興局等経由で申し出を行うものとします。

※特別の調整を要する場合は、事前に協議・調整等を行ったうえで事前協議を行うこととします。

イ 回答

回答は、県都市計画課において、県庁内関係課等との事前協議を行ったうえで行うこととします。

また、あわせて都市計画法第15条の2第2項の規定に基づく市町村関係機関との協議及び法第16条第1項の規定に基づく住民意見等の集約を協力依頼します。

C-2

	都計第	号
	令和	年 月 日
〇〇市（町）都市計画主管課長 殿	鹿児島県土木部都市計画課長	
<p>〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（変更）について（事前協議回答）</p>		
<p>令和 年 月 日付け第 号で協議のあった標記の件については、異存はありません。</p> <p>なお、この鹿児島県の回答は、回答の後に行われる手続により、都市計画の案が変更されることを何ら妨げる趣旨でないことに留意してください。</p> <p>また、都市計画法第15条の2第1項の規定に基づき、県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出るにあたっては、当該都市計画が個人の権利等の制限を伴うことに鑑み、貴市（町）における関係機関及び住民の意見等を集約したうえで申し出ていただきますようお願いいたします。</p>		

ウ 進達(地域振興局等)

C-3

都市計画課長 殿	令和 年 月 日
	〇〇地域振興局建設部長
〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）の事前協議について（進達）	
このことについて，別添のとおり〇〇市（町）から協議書が提出されましたので，下記意見を付して進達します。	
記	
1 都市計画の種類	
〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針	
2 都市計画を定める（変更する）土地の区域	
〇〇都市計画区域	
3 内容に対する意見	

※関係地域振興局等は，市町村から協議の申し出があった際には，振興局等の事業，方針に齟齬がないか確認のうえ，県都市計画課へ進達するものとします。

(3) 都市計画の案の内容となるべき事項の申し出

案の申し出は、法第15条の2第1項の規定に基づき、市町村が都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出る場合に行うものです。

ア 申出

C-4

番	号
令和	年 月 日
鹿児島県知事 殿	
〇〇市（町）長	
<p>〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）について（申出）</p>	
<p>標記について、都市計画法第15条の2第1項の規定により、県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ます。</p>	
記	
1 都市計画の種類	
〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針	
2 都市計画を定める（変更する）土地の区域	
〇〇都市計画区域	

※案の内容となるべき事項の申し出については、関係地域振興局等経由で行うものとします。

イ 添付図書の変更がない旨を証明する文書

案の内容となるべき事項を申し出る際、事前協議回答時との差異について、下記の文書を添付するものとします。

C-5

【変更ない場合】

	都計第	号
	令和	年 月 日
鹿児島県知事 殿		
	〇〇市（町）長	印
<p>〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）の案の内容となるべき事項の申出に係る添付書類について</p>		
<p>令和 年 月 日付け〇〇第 号の申出に係る図書は，令和 年 月 日付け都計第 号の事前協議回答時の図書と変更がないことを証明します。</p>		

【変更ある場合】

	都計第	号
	令和	年 月 日
鹿児島県知事 殿		
	〇〇市（町）長	印
<p>〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針決定（変更）の案の内容となるべき事項の申出に係る添付書類について</p>		
<p>令和 年 月 日付け〇〇第 号の申出に係る図書は，令和 年 月 日付け都計第 号の事前協議回答時から次の図書を変更しています。</p>		

ウ 進達(地域振興局等)

C-6

<p>都市計画課長 殿</p> <p>〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）の申出について（進達）</p> <p>このことについて，別添のとおり〇〇市（町）から県の定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出がありましたので，下記意見を付して進達します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 都市計画の種類 〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針</p> <p>2 都市計画を定める（変更する）土地の区域 〇〇都市計画区域</p> <p>3 内容に対する意見</p>	<p>令和 年 月 日</p> <p>〇〇地域振興局建設部長</p>
--	------------------------------------

※関係地域振興局等は，市町村から協議の申出があった際には，振興局等の事業，方針に齟齬がないか確認のうえ，県都市計画課へ進達するものとします。

(4) 県原案の策定

県原案は，国土交通省との事前協議及び都市計画法第16条第1項に規定される公聴会の開催にあたっての案となるものです。

県原案の策定にあたっては，下記により意志決定するものとします。

C-7

<p>(起案例)</p> <p>〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）について（伺い）</p> <p>このことについて，都市計画法第15条の2第1項の規定に基づき〇〇市（町）より県の定める都市計画の案の内容となるべき事項の申し出があったため，申し出の内容を踏まえた上で，別案を県原案としてよろしいか。</p>	
--	--

※公聴会を開催しない場合は，(7) 案の縦覧に供する県案の策定(ケース4)による。

(5) 都市計画の決定等の事前協議【大臣協議が必要な場合】

事前協議手続きは、都道府県にその実施が義務づけられるものではなく、都市計画の事務処理を円滑に進めるため、都道府県の判断により「必要に応じて任意」に行うものです。

ア 事前協議

法第18条第3項に規定される国土交通大臣の同意が必要な都市計画についてのみ

C-8

	都計第	号
	令和	年 月 日
国土交通省九州地方整備局長 殿		
	鹿児島県知事	印
<p>〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）について（事前協議）</p> <p>このことについて，都市計画法第18条第3項（第21条第2項の規定において準用する同法第18条第3項）の同意を求める予定ですが，都市計画決定事務を円滑に処理するため必要がありますので，あらかじめ国土交通省の意見を伺います。</p> <p>この場合において，当該意見を得る際に必要となる国の関係行政機関の長への協議又は意見聴取については，国土交通省においてこれを行い意見をとりまとめた上で回答されるようお願いします。</p> <p>なお，国土交通省の回答については，都市計画決定事務を円滑に処理する必要がありますので文書にて行われるようお願いします。</p>		

(6) 公聴会の開催等

ア 公聴会

公聴会は、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、県において開催するものです。

(ア) 開催の決定

C-9

(起案例)

〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の
決定（変更）に関する公聴会の開催について（伺い）

下記の都市計画の案について，都市計画法第16条第1項の規定により，地域住民の意見を聴取するため，下記のとおり公聴会を開催してよろしいか。

記

- 1 〇〇都市計画〇〇
- 2 日時，場所

(イ) 開催の公告等

C-10

(起案内容)

〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の
決定（変更）に関する公聴会の開催について（伺い）

下記の都市計画の案に関する都市計画の案に係る公聴会について，「別案1」により公告し，「別案2」により関係市町長に図書閲覧を依頼し，「別案3」により閲覧及び公告の掲示を依頼してよろしいか。

記

- 1 〇〇都市計画〇〇
- 2 日時，場所

「別案1」

鹿児島県告示 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により，次のとおり公聴会を開催する。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 ○○ ○○

1 日時 令和 年 月 日（ ）午前（午後）○時から

2 場所 ○○○○

3 公聴会において意見を聞こうとする都市計画の案の概要

○○都市計画○○

（次のとおり）

4 公述の申し出

（1）公聴会に出席して意見を述べようとする者は，公述申出書（別記様式）を令和 年 月 日までに，鹿児島県土木部都市計画課（鹿児島市鴨池新町10番1号）に到着するように提出すること。

（2）知事は，公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定して，その者に通知する。

5 公聴会に関する問い合わせ先

鹿児島県土木部都市計画課（電話番号）

関係する県の出先機関名（電話番号）

関係する市町村○○課（電話番号）

(参考例)

別記様式

公 述 申 出 書

鹿児島県知事 ○○ ○○ 殿

私は、令和 年 月 日に開催される○○○○ 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）に関する公聴会において，次の意見の要旨及びその理由のとおり公述したいので申し出ます。

令和 年 月 日

郵便番号

住 所

電話番号

氏 名

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

「別案2」

都計第 号
令和 年 月 日

○○市（町）長 殿

鹿児島県知事

○○○○ 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）
に関する公聴会の開催について（通知）

このことについて，都市計画法第16条第1項の規定により，住民の意見を聴するため公聴会を開催しますので，開催公告を貴市（町）の掲示板等へ掲示し，下記の期間，関係図書を住民の縦覧に供して下さるようお願いいたします。

記

1 縦覧期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までのそれぞれの日（県の休日を除く）

2 関係図書

○○○○ 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）

「別案3」

令和 年 月 日

県の出先機関の長 殿

都市計画課長

〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）
に関する公聴会の開催について（通知）

このことについて，都市計画法第16条第1項の規定により，住民の意見を聴するため公聴会を開催しますので，開催公告を貴事務所の掲示板等へ掲示し，下記の期間，関係図書を住民の縦覧に供して下さるようお願いいたします。

記

1 縦覧期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までのそれぞれの日（県の休日を除く）

2 関係図書

〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）

(ウ) 公聴会での意見に対する意見照会

ア 公聴会開催後は、意見の要旨をとりまとめるうえ、意見に対する市町村及び関係地域振興局等の見解を意見照会します。

C-15

都計第	号	令和	年	月	日
〇〇市（町）長	殿	鹿児島県土木部都市計画課長			
〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（変更） における公述に対する見解について（照会）					
このことについて、令和 年 月 日に公聴会を開催したところ、別紙のとおり公述がありました。					
つきましては、令和 年 月 日までに、この公述に対する貴市（町）の見解を提出くださるようお願いします。					

C-16

出先機関の長	殿（各通）	令和	年	月	日
		都市計画課長			
〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（変更） における公述に対する見解について（照会）					
このことについて、令和 年 月 日に公聴会を開催したところ、別紙のとおり公述がありました。					
つきましては、令和 年 月 日までに、この公述に対する貴事務所の見解を提出くださるようお願いします。					

イ 見解に対する意見照会

市町村及び地域振興局等の見解をとりまとめたうえで見解を作成することとなりますが、必要に応じて県庁内各課へ見解の内容について照会します。

C-17

令和 年 月 日

関係課長 殿

都市計画課長

〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）
における公述に対する見解について（照会）

このことについて，令和 年 月 日に公聴会を開催したところ，別紙のとおり公述があり，〇〇市（町），及び〇〇地域振興局に照会のうえ見解（案）をとりまとめました。

つきましては，貴課の所管する事務に照らし，令和 年 月 日までに，見解に対する貴課の意見を提出くださるようお願いします。

(7) 案の縦覧に供する県案の策定

県(縦覧)案は、都市計画法第17条第1項の規定に基づく縦覧に供する都市計画の案となるものです。

県(縦覧)案の策定にあたっては、下記によることとします。

C-18

(起案例)

〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定(変更)について(伺い)

(ケース1:公聴会が中止となった場合)

このことについて、都市計画法第16条第1項及び鹿児島県都市計画公聴会規則の規定に基づき公聴会を公告したところ、意見発表者がいなかったため、別添県原案を都市計画法第17条第1項に規定される縦覧に供する県案としてよろしいか。

(ケース2:公聴会を開催した結果、案を修正しない場合)

このことについて、都市計画法第16条第1項及び鹿児島県都市計画公聴会規則の規定に基づき公聴会を開催したところ、〇〇人の公述があり、意見について関係機関との協議を行い検討した結果、別案を県の見解としてよろしいか。

また、別添県原案を都市計画法第17条第1項に規定される縦覧に供する県案としてよろしいか併せて伺います。

(ケース3:公聴会を開催した結果、案を修正する場合)

このことについて、都市計画法第16条第1項及び鹿児島県都市計画公聴会規則の規定に基づき公聴会を開催したところ、〇〇人の公述があり、意見について関係機関との協議を行い検討した結果、別案を県の見解としてよろしいか。

また、検討の結果、県原案を見直すこととし、別添を都市計画法第17条第1項に規定される縦覧に供する県案としてよろしいか。

(ケース4:公聴会を開催しない場合)

このことについて、都市計画法第15条の2第1項の規定に基づき、〇〇市(町)より県の定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出があったため、申出の内容を踏まえた上で、別案を都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項に規定される縦覧に供する県案としてよろしいか。

(8) 案の縦覧及び市町村への意見聴取

案の縦覧は、都市計画法第17条第1項に規定に基づき行うものです。

また、意見聴取は、都市計画法第18条第1項の規定に基づき関係する市町村の意見を聴取するものです。

ア 縦覧及び意見聴取

C-19

(起案例)

〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（変更）の縦覧について（伺い）

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に係る都市計画法第17条第1項（第21条第2項において準用する同法第17条第1項）の規定に基づき、別案1により公告し、別案2により公衆の縦覧に供し、別案3及び別案4により〇〇市（町）長及び〇〇地域振興局建設部長等に案の縦覧を依頼し、同法第18条第1項（第21条第2項において準用する同法第18条第1項）の規定に基づき、別案5により〇〇市（町）に意見を求め、別案6により〇〇地域振興局建設部長等に〇〇市（町）の意見の進達を依頼してよろしいか。

C-20

「別案1」

鹿児島県告示 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項（第21条第2項において準用する同法第18条第1項）の規定により都市計画を決定（変更）したいので、同法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項）の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇

- 1 都市計画の種類 〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める（変更する）土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び〇〇地域振興局建設課〇〇課並びに〇〇市町村〇〇課

- 4 縦覧期間及び時間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

「別案2」

〇〇都市計画〇〇に関する縦覧のお知らせ

鹿児島県では、下記のとおり「〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の都市計画（変更）案の縦覧を行います。

なお、縦覧いたします都市計画（変更）案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間中に鹿児島県に意見書を提出することができます。

記

- 1 都市計画を定める（変更する）土地の区域
- 2 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
- 3 意見書を提出される方は、意見書に氏名、住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに意見の要旨及びその理由を記載してください。

また、住所又は主たる事務所の所在地が〇〇市でない場合には、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載の上、令和 年 月 日（ ）までに知事あてとして県都市計画課（〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）まで直接持参（午後 5 時 15 分まで）、郵送、電子申請、メール、FAX などで提出してください。

お問い合わせ先

鹿児島県土木部都市計画課（電話番号）

〇〇地域振興局（又は支庁）建設部〇〇課（電話番号）

〇〇市（町）〇〇課（電話番号）

なお、今回縦覧いたします都市計画（案）は、令和 年 月 日の説明会でご説明いたしました内容と同じです。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇

「別案3」

都計第 号
令和 年 月 日

〇〇市（町）長 殿

鹿児島県土木部都市計画課長

〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の
決定（変更）の案の縦覧について（依頼）

このことについて，下記により計画（変更）案について公衆の縦覧に供することとしたのでよろしくお願ひします。

記

- 1 都市計画の種類
- 2 縦覧期間及び時間
- 3 縦覧場所

「別案4」

令和 年 月 日

出先機関の長 殿

都市計画課長

〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の
決定（変更）の案の縦覧について（依頼）

このことについて，下記により計画（変更）案について公衆の縦覧に供することとしたのでよろしくお願ひします。

記

- 1 都市計画の種類
- 2 縦覧期間及び時間
- 3 縦覧場所

C-24

「別案5」

番 号
令和 年 月 日

〇〇市（町）長 殿

鹿児島県知事 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の
決定（変更）の案に係る意見について（照会）

下記の都市計画の案（変更案）について，都市計画法第18条第1項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定）により，貴市（町）の意見を求めます。

なお，意見については，〇〇地域振興局（又は支庁）建設部を経由して提出してください。

※市町村の回答は，案に対する意見書を踏まえたうえで回答することとします。

※縦覧者名簿及び掲示状況写真もあわせて送付するものとします。

C-25

「別案6」

令和 年 月 日

出先機関の長 殿

都市計画課長

〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針決定（変更）の
案に係る意見について（依頼）

このことについて，別紙写しのとおり〇〇市（町）に意見を求めましたので，意見の進達についてよろしくお願いします。

イ 進達(地域振興局等)

C-26

令和 年 月 日

都市計画課長 殿

〇〇地域振興局建設部長

〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針決定（変更）の
案に係る意見について（進達）

このことについて，別添のとおり〇〇市（町）から別紙のとおり意見聴取に対する回答がありましたので進達します。

※関係地域振興局等は，市町村から意見聴取に対する回答があった際には，県都市計画課へ進達するものとします。

※縦覧者名簿及び掲示状況写真についても，各地域振興局等及び関係市町村分をとりまとめのうえ，あわせて送付するものとします。

(9) 案の縦覧に際して提出された意見書への対応

意見書が提出された場合は、公聴会における公聴会意見に対する対応に準じて、意見書に対する見解を作成することとします。

ア 意見書に対する意見照会

意見書が提出された際は、意見の要旨をとりまとめのうえ、意見に対する市町村及び関係地域振興局等の見解を意見照会します。

C-27

	都計第	号
	令和	年 月 日
〇〇市（町）長 殿	鹿児島県土木部都市計画課長	
<p>〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定（変更）に関する意見書に対する見解について（照会）</p> <p>このことについて、都市計画法第17条第2項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定）の規定に基づき意見書が提出されました。</p> <p>つきましては、令和 年 月 日までに、この意見書に対する貴市（町）の見解を提出くださるようお願いします。</p>		

※本意見照会は、都市計画法第18条第1項の規定に基づく市町村への意見照会とは異なる。

C-28

	令和	年 月 日
出先機関の長 殿（各通）	都市計画課長	
<p>〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定（変更）に関する意見書に対する見解について（照会）</p> <p>このことについて、都市計画法第17条第2項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定）の規定に基づき意見書が提出されました。</p> <p>つきましては、令和 年 月 日までに、この意見書に対する貴事務所の見解を提出くださるようお願いします。</p>		

イ 見解に対する意見照会

市町村及び地域振興局等の見解をとりまとめたうえで見解を作成することとなりますが、必要に応じて県庁内各課へ見解の内容について照会します。

C-29

令和 年 月 日

関係課長 殿

都市計画課長

〇〇〇〇 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針決定（変更）に関する意見書に対する見解について（照会）

このことについて，都市計画法第17条第2項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定）の規定に基づき意見書が提出され，〇〇市（町）及び〇〇地域振興局に照会のうえ見解（案）をとりまとめました。

つきましては，貴課の所管する事務に照らし，令和 年 月 日までに，見解に対する貴課の意見を提出くださるようお願いします。

(10) 県都市計画審議会に付議する県案の策定

県(付議)案は、都市計画法第18条第1項の規定に基づく県都市計画審議会へ付議する都市計画の案となるものです。

県(付議)案の策定にあたっては、下記によることとします。

C-30

(起案例)

〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定(変更)について(伺い)

(ケース1:意見書の提出がない場合)

このことについて、都市計画法第17条第1項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定)の規定に基づき案を縦覧に供したところ、同法第17条第2項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定)の規定に基づく意見書の提出がなかったことから、縦覧に供した別添県案を県都市計画審議会に付議する県案としてよろしいか。

(ケース2:意見書の提出があり、検討の結果、案を修正しない場合)

このことについて、都市計画法第17条第1項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定)の規定に基づき案を縦覧に供したところ、同法第17条第2項の規定(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定)に基づく〇〇通の意見書の提出があり、意見について関係機関との協議を行い検討した結果、別案を県の見解としてよろしいか。

また、検討の結果、縦覧に供した別添県案を県都市計画審議会に付議する県案としてよろしいか併せて伺います。

(ケース3:意見書の提出があり、検討の結果、案を修正する場合)

このことについて、都市計画法第17条第1項の規定(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定)に基づき案を縦覧に供したところ、同法第17条第2項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定)の規定に基づく〇〇通の意見書の提出があり、意見について関係機関との協議を行い検討した結果、別案を県の見解としてよろしいか。

また、検討の結果、縦覧に供した県案を見直すこととし、別添を県都市計画審議会に付議する県案としてよろしいか併せて伺います。

(11) 県都市計画審議会への付議

都市計画審議会への付議は、都市計画法第18条第1項の規定に基づき行うものです。

C-31

都計第 号
令和 年 月 日

鹿児島県都市計画審議会
会長 ○○ ○○ 様

鹿児島県知事 ○○○○ 印

○○○○ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定（変更）に
ついて（付議）

このことについて、都市計画法第18条第1項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項）の規定により貴審議会へ付議します。

なお、同法第18条第1項（同法都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項）に規定する○○市（町）の意見は下記のとおりで、同法第17条第2項（同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項）の規定に基づく意見書は提出されませんでした（○件提出されました）。

記

○○市（町）の意見

(12) 都市計画の同意協議の申し出【大臣協議が必要な場合】

法第18条第3項に規定される国土交通大臣の同意が必要な都市計画についてのみ

ア 協議申出

C-32

	都計第	号
	令和 年 月	日
国土交通省九州地方整備局長 殿		
鹿児島県知事 印		
〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定（変更）について（協議）		
標記について、都市計画法第18条第3項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第3項）の規定により、協議を申し出ます。		
（添付書類）		
1 計画書		
2 総括図		
3 計画図		
4 鹿児島県都市計画審議会の答申の写し		
5 都市計画の策定の経緯の概要		
6 その他参考資料		

※計画書・総括図・計画図については事前協議時と内容が同一の場合は省略しても差し支えありません。

イ 添付図書の変更がない旨を証明する文書

同意協議を行う際、事前協議時と内容が同一である場合は、下記の文書を添付するものとします。事前協議時と内容が異なる場合は、再縦覧等の手続きのやり直しを含め個別に検討します。

C-33

	都計第	号
	令和	年 月 日
国土交通省九州地方整備局長 殿		
	鹿児島県知事	印
<p>〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定（変更）の協議申出に係る添付書類について</p>		
令和	年	月 日付け第
令和	年	月 日付け第
<p>号の申請に係る計画書、総括図及び計画図は、号で申請を行った事前協議の際に提出した図書と変更がないことを証明します。</p>		

(13) 都市計画の決定(変更)

都市計画の決定(変更)は、都市計画法第18条第1項の規定により関係市町村の意見、都道府県都市計画審議会の議を経て行います。

また、同条第3項に規定される都市計画については、国土交通大臣(同法第85条の2及び同法施行規則第59条の3第1項の規定により、九州地方整備局長)の同意を得て行います。

○大臣同意が必要な場合

C-34

(起案例)

〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定(変更)について(伺い)

このことについて、都市計画法第18条第1項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項)の規定により、関係市町村に意見を求めたところ異議ない旨の回答があり、鹿児島県都市計画審議会に付議したところ原案のとおり承認されました。

また、国土交通大臣に協議したところ、その同意(同法第85条の2及び同法施行規則第59条の3第1項の規定による国土交通大臣の権限の委任により、九州地方整備局長の同意)を得たので、当該都市計画を決定(変更)してよろしいか。

○大臣同意が不要な場合

C-35

(起案例)

〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定(変更)について(伺い)

このことについて、都市計画法第18条第1項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項)の規定により、関係市町村に意見を求めたところ異議ない旨の回答があり、鹿児島県都市計画審議会に付議したところ原案のとおり承認されたので、当該都市計画を決定(変更)してよろしいか。

(14) 告示、図書の写しの送付及び決定図書の縦覧

告示及び図書の写しの送付は都市計画法第20条第1項(法第21条第2項において準用する法第20条第1項)の規定に基づき行うものです。

また、決定図書の縦覧は都市計画法第20条第2項(法第21条第2項において準用する法第20条第2項)の規定に基づき行うものです。

C-36

(起案例)

〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定(変更)について(伺い)

このことについて、都市計画法第18条第1項(第21条第2項において準用する同法第18条第1項)の規定により、都市計画を決定(変更)したので、同法第20条第1項(同法第21条第2項に基づき準用する同法第20条第1項)の規定により告示及び図書の写しの送付、また同法第20条第2項(同法第21条第2項の規定に基づき準用する同法第20条第2項)の規定により図書の写しを縦覧してよろしいか。

なお、決裁のうへは、別案1により告示し、別案2により〇〇市(町)長へ図書の写しを送付し、別案3により〇〇振興局建設部長等へ通知してよろしいか併せて伺います。

C-37

「別案1」

鹿児島県告示 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項(第21条第2項において準用する同法第18条第1項)の規定により、次の都市計画を決定(変更)した。

なお、当該都市計画の図書を同法第20条第2項(同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項)の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇

- 1 都市計画の種類
- 2 都市計画を決定(変更)した土地の区域

「別案2」

都計第 号
令和 年 月 日

〇〇市(町)長 殿

鹿児島県知事

〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定(変更)に係る図書の写しについて(送付)

〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、令和 年 月 日付け鹿児島県告示第 号で決定(変更)の告示をしたので、都市計画法第20条第1項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項)の規定により、同法第14条第1項に規定する図書の写しを送付します。

ついでには、都市計画法第20条第2項(同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項)及び同法施行規則第12条の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報その他の手段により公告してください。

「別案3」

令和 年 月 日

出先機関の長 殿

土木部長

〇〇〇〇 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定(変更)について(通知)

下記の都市計画については、令和 年 月 日付け鹿児島県告示第 号で決定(変更)したので通知します。

記

1 都市計画の種類

3 都市計画区域マスタープランの決定・変更等に必要の図書

都市計画の図書は、都市計画法第14条の規定に基づく同法施行規則第9条に掲げる都市計画について定められている法定図書とそれ以外の図書である参考図書で、構成される。

なお、都市計画区域マスタープランは規則第9条に掲げられていないため、都市計画図書をつぎのとおりとする。

番号	名 称	図書の別
1	計画書・理由書	法定
2	整備、開発及び保全の方針(本文)	法定
3	変更対照表	参考
4	整備、開発及び保全の方針図(附図)	法定
5	都市計画の策定の経緯の概要書	参考
6	旧 整備・開発及び保全の方針(本文)	参考
7	旧 整備、開発及び保全の方針図(附図)	参考
8	都市計画の履歴調書	参考
9	都市計画の現況写真	参考
10	関係機関との協議	参考
11	参考資料	参考

※ 都市計画図書は、電子データでも提出してください。

4 計画書等の様式及び作成要領

計画書

例【単数区域の場合】

〇〇〇都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）

〇〇〇都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定（変更）する。

「〇〇〇都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）」別添のとおり

例【複数区域の場合】

〇〇市域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）

〇〇市域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定（変更）する。

「〇〇市域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）」別添のとおり

例【複数区域の一体化】

〇〇都市計画及び△△都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）

〇〇都市計画及び△△都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定（変更）する。

「〇〇市域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定（変更）」別添のとおり

(理由書作成の注意点)

注1)都市計画法第6条の2(一部省略)

- 1 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。
- 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第1号に掲げる事項を定めるものとともに、第2号及び第3号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
 - 二 都市計画の目標
 - 三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- 3 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

注2)(都市計画の案の理由書)都市計画運用指針より

「法第17条第1項では、都市計画の案の公衆への縦覧の際に、都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添付することとされているが、これは都市計画決定権者としての説明責任を明確にするとともに、都市計画について住民との合意形成の円滑化を図ることとしたものである。

したがって理由書において、住民が、都市計画が決定され、又は変更される理由を十分に理解できるようにすることが必要であり、当該都市計画の都市の将来像における位置づけについて説明することが望ましい。また、用途地域や都市施設等の具体の配置の理由等について、これらの都市計画が即地的に決定され、土地利用制限を課するものであることに鑑み、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性についてできるだけわかりやすく説明するべきである。」

注3)都市計画の案の理由書の構成(当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性)

例えば、次のような流れにより理由書を構成します。

これまでの都市計画の経緯



近年の状況の変化



変更する部分の理由及び変更の内容

注4)具体の都市計画は、都市計画区域マスタープランに即することが必要とされている(都市計画運用指針Ⅳ-1-2)ことから、都市計画区域マスタープランでの位置づけは当該区域の都市計画についての決定・変更理由書に記載されることとなります。

(都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針(本文)の作成要領)

〇〇〇〇 都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針

1. 広域的な位置付け

- 1) 県内における〇〇市(町)の位置付け
- 2) 都市計画区域の位置付け

2. 基本的な考え方

- 1) 現状と課題

3. 都市計画の目標

- 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念
- 2) 地域毎の市街地像

【区域区分を定める場合】

4. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の決定の方針(おおむね 10 年後)

- 1) 区域区分の決定の有無
- 2) 区域区分の方針
 - ① おおむねの人口
 - ② 産業の規模
 - ③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

【区域区分を定めない場合】

4. 区域区分の決定の有無

- 1) 区域区分の決定の有無

5. 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

【区域区分を定める場合】

- ① 主要用途の配置の方針
- ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針
- ③ 市街地における住宅建設の方針
- ④ 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
- ⑤ その他の土地利用の方針

【区域区分を定めない場合】

- ① 主要用途の配置の方針
- ② 土地利用の方針
- ③ その他の土地利用の方針

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

② 市街地整備の目標

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

② 主要な緑地の配置の方針

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

④ 主要な緑地の確保目標

基本ページ仕様

《共通項目》

余白	上下 25.4mm 左右 19.0mm
文字数設定	文字数 43 文字
文字送り	11.35pt
行数指定	行数 43 行
行送り	16.2pt
文書構成	基本的に左揃え
数字	千桁ごとに「,」を入れる
カンマ	本文は「,」の全角を使用します。
ふりがな	地名等で必要のある場合は, ふりがなを付ける。 本文に記載するものは全てに付ける。
ページ番号	ページ下部中央「チルダ」

計画書鏡の仕様

フォント HG 丸ゴシック M-PRO, 12pt

計画書表紙の仕様

タイトル HG 丸ゴシック M-PRO , 28pt, 太字
サブタイトルフォント HG 丸ゴシック M-PRO , 16pt

計画書目次の仕様

フォント HG 丸ゴシック M-PRO , 12pt

項目番号 見だし1: 全角数字に全角小数点「1.」, 「2.」…
見だし2: 全角数字に全角閉じ括弧「1)», 「2)」…
見だし3: 丸付き全角数字「①」, 「②」…
見だし4: 全角小文字アルファベット「a」, 「b」…
見だし5: 全角カタカナ「ア」, 「イ」…
見だし6: 全角数字に全角閉じ括弧「1)», 「2)」…

(記載例)

〇〇〇〇
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

【複数区域の場合】

〇〇都市計画区域

△△都市計画区域

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 広域的な位置付け

- 1) 県内における〇〇市(町)の位置付け……………□□
- 2) 都市計画区域の位置付け ……………□□

2. 基本的な考え方

- 1) 現状と課題 ……………□□

3. 都市計画の目標

- 1) 都市づくりの基本理念 ……………□□2)
- 地域毎の市街地像 ……………□□
 - ① 〇〇地域
 - ② △△地域
 - ③ □□地域

【区域区分を定める場合】

4. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の決定の方針

- 1) 区域区分の決定の有無 ……………□□2)
- 区域区分の方針 ……………□□①
- おおむねの人口
 - ② 産業の規模
 - ③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

【区域区分を定めない場合】

4. 区域区分の決定の有無

- 1) 区域区分の決定の有無 ……………□□

5. 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ……………□□

【区域区分を定める場合】

- ① 主要用途の配置の方針
- ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針
- ③ 市街地における住宅建設の方針
- ④ 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
- ⑤ その他の土地利用の方針

【区域区分を定めない場合】

- ① 主要用途の配置の方針
- ② 土地利用の方針
- ③ その他の土地利用の方針

- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 □ □
- ① 交通施設の都市計画の決定の方針
 - ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
 - ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 □ □
- ① 主要な市街地開発事業の決定の方針
 - ② 市街地整備の目標
- 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 □ □
- ① 基本方針
 - ② 主要な緑地の配置の方針
 - ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針
 - ④ 主要な緑地の確保目標

1. 広域的な位置付け

1) 県内における〇〇市(町)の位置付け

〇〇市(町)は、面積約0,000ha、〇〇半島の〇部に位置している。
〇〇分野で発展しており、〇〇地域の中心的な役割を果たしている。
その他、〇〇という特徴を持っている。
※ 地理的、歴史的な特徴を記載

【単数区域の場合】

2) 都市計画区域の位置付け

〇〇都市計画区域(以下、「本区域」という。)は、面積は約0,000ha、〇〇市(町)の〇〇に位置しており、行政、業務、商業等の多様な機能が集積する中心的な都市である。
また、臨海部や内陸部には工場が立ち並び、工業都市としての役割も果たしている。

【複数区域の場合】

2) 各都市計画区域の位置付け

対象となる都市計画区域の範囲及び規模等は次のとおりであり、〇〇及び△△都市計画区域(以下「本〇区域」という。)の各拠点間を結ぶ広域的なネットワークが形成されている。

都市計画区域	範囲	位置付け	規模(ha)
〇〇	旧〇〇市の行政区域の一部	〇〇市中央部に位置し、行政、業務、商業等の多様な都市機能が集積する本市の中心拠点である。	約0,000
△△	旧△△町の行政区域の一部	〇〇市北部に位置し、△△総合支所があり、住宅、生活利便施設が集積する本市の生活拠点である。	約0,000

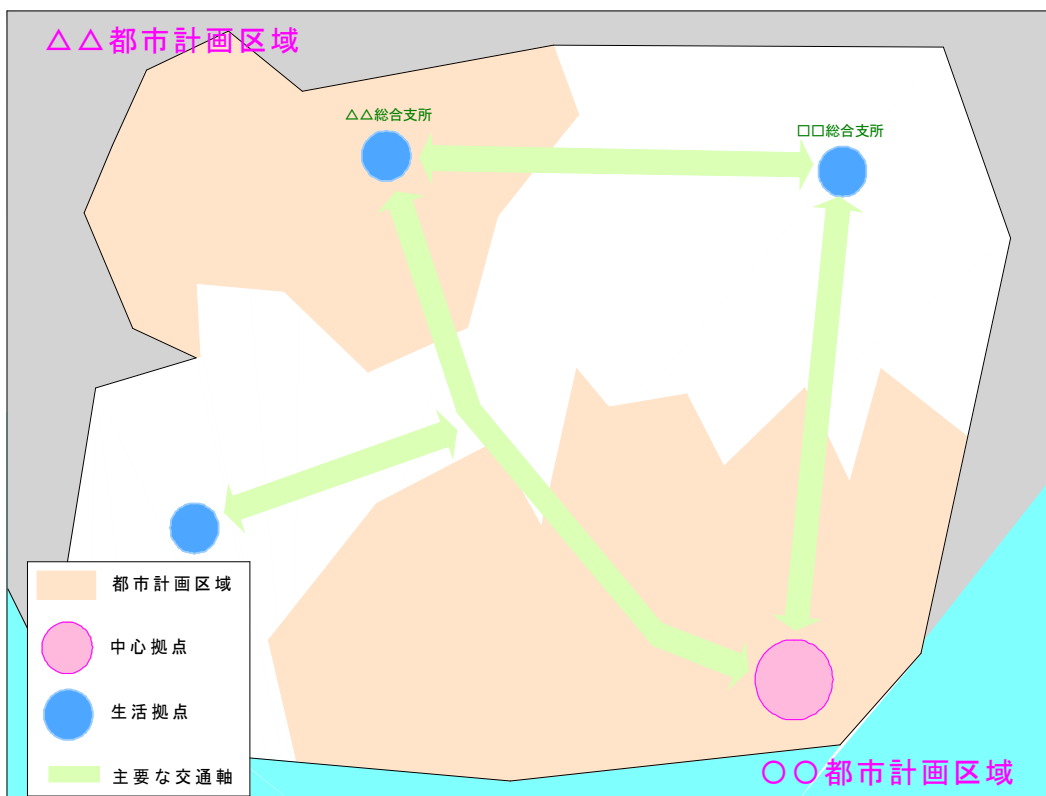
注1) 「本〇区域」の〇は、都市計画区域の数とする。

注2) 各都市計画区域間のネットワークのイメージを示す。

イメージ図は行政区域を作成範囲とする。

ネットワークは地域公共交通計画を反映。

区域外の拠点(支所等)も記載してネットワークを示す。



都市構造のイメージ

2. 基本的な考え方

1) 現状と課題

本市(町)では、令和〇〇年国勢調査において、人口総数〇,〇〇〇人となっており、平成〇〇年時と比較し、〇〇.〇%,うち65歳以上の高齢者人口は〇〇〇人、総数に対する割合は、〇〇.〇%であり、人口減少、高齢化が進行している。

また、産業では、令和〇〇年〇〇市(町)総生産額は、第1次産業〇〇〇〇百万円、第2次産業〇〇〇〇百万円、第3次産業〇〇〇〇百万円となっており、平成〇〇年と比較すると第1次産業〇〇〇.〇%,第2次産業〇〇〇.〇%,第3次産業〇〇.〇%と第1次、第2次産業は微増しているものの、第3次産業は減少している。

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、豪雨災害による被害が生じている。

このようなことなどを踏まえ、本市(町)における課題を、以下のように整理したところである。

■人口減少・超高齢社会への対応

■防災・減災対策,国土強靱化の充実強化

■災害からの迅速な復旧・復興,地域防災計画等に基づく防災対策,事前復興まちづくりへの対応

■交通ネットワークの構築

※その他の項目も適宜任意で課題を追加

(例)自然環境(低炭素),観光,エネルギー政策

3. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

本区域(本〇区域)は、江戸時代より〇〇の基地として、地域の中心的なまちとして栄えてきた。近代になって〇〇の開通などによって、急速な工業化が進み、昭和 30 年代以降、臨海部、内陸部に工場が立ち並び工業都市としても発展してきた。

都市の拡大に伴い住宅団地が〇〇〇をはじめ近郊に形成されているが、そこでは、道路交通網が都市の拡大に対応できず、朝夕の慢性的な交通渋滞が発生している。

一方、中心市街地においては、都市の拡大に伴い交通環境の変化や郊外型大型店の立地等による商業の衰退、空き店舗の増加や老朽化が顕著となり、防災住環境の面から対応する問題がある。

このようなことを受け、本区域(本〇区域)では、〇〇圏域の一翼を担う区域として、地域における都市的サービスの向上を図るため、道路交通体系の整備や工業機能の集積、既存の中心市街地の再構築による生活環境の向上を目指し、〇〇市総合振興計画でのまちづくりの目標を踏まえた以下を本区域(本〇区域)の都市づくりの基本理念とする。

「〇〇〇に満ちあふれ、人々がやすらぎを感じる〇〇」

この基本理念を実現するため、次の2つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■〇〇〇と調和した〇〇〇のまちづくり

〇〇〇を基本として、利便性の向上や都市の防災性を高めると共に、誰もが暮らしやすい都市空間の実現を目指す。

■〇〇〇を活かしたまちづくり

海岸部に残る貴重な〇〇〇については、〇〇〇としてこれらを取り込んだ都市空間の形成を目指す。

2) 地域毎の市街地像

【複数区域の場合は、区域名を記載する】

① 〇〇ニュータウン地域(〇〇都市計画区域)

〇〇ニュータウン地域を〇〇〇と位置付け、〇〇駅を中心とした地域商業機能及び交流機能を有する活気と活力のある都市拠点を形成する。

② 〇〇地域(〇〇都市計画区域)

〇〇地域を商業地と位置付け、商業施設の集約化による活性化を図る。

③ ◇◇地域(〇〇都市計画区域・△△都市計画区域)

◇◇地域は、周辺環境と調和した住宅地として位置付け、良好な居住環境の維持形成を図る。

【区域区分を定める場合】

4. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の決定の方針

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定める。

人口は減少傾向が予想されるが、広域的な拠点性の高まりに対応した計画的なまちづくりを継続して進めていく必要がある。

市街化区域周辺部において、ある程度の規模を持って開発の可能性のある空地が残存しており、急激に宅地化が進行している地区もあることから、無秩序な市街地の拡大の可能性はある。

市街地周辺の丘陵部等に身近な緑地が多く存在しており、良好な自然的環境を有しているが、地形的に平野部が少なく、丘陵部まで開発が進み、都市全体として緑の減少が見られることから、都市内の緑を保全し、都市的土地利用の拡散を制限する必要がある。しかし、地域地区等による規制・誘導や農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法の運用による土地利用規制だけでは、良好な自然的環境や農地が保全できないものと判断される。

以上のことから、区域区分を定めるものとする。

2) 区域区分を定める際の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分		年 次	
		令和〇年	令和〇年
都市計画区域内人口		〇〇〇千人	おおむね〇〇〇千人
市街化区域内人口		〇〇〇千人	おおむね〇〇〇千人

※なお、市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとします。

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区 分		年 次	
		令和〇年	令和〇年
生産規模	製造品出荷額	〇〇〇億円	おおむね〇〇〇億円
	商品販売額	〇〇〇億円	おおむね〇〇〇億円
就業構造	第一次産業	〇〇千人 (〇.〇%)	おおむね〇〇〇千人 (〇.〇%)
	第二次産業	〇〇千人 (〇.〇%)	おおむね〇〇〇千人 (〇.〇%)
	第三次産業	〇〇千人 (〇.〇%)	おおむね〇〇〇千人 (〇.〇%)

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和〇年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	令和〇年
市街化区域面積	おおむね〇〇ha

(注)市街化区域面積は、令和〇年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

【区域区分を定めない場合】

4. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

【単数区域の場合】

本区域に区域区分を定めない

本区域の人口は減少傾向であり、今後も減少すると予測される。

また、商品販売額はほぼ横ばい、製造品出荷額は増加の傾向にあるが、こうした産業による土地需要は現在の商業・工業用地内で収容が可能であると判断される。

さらに、本区域は急峻な山岳に囲まれており、地形的制約からも急激な市街化の進行は見込まれないものと判断される。

また、市街地外に広がる優良な農地及び良好な自然的環境は、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制で保全が可能であると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

【複数区域の場合】

本〇区域に区域区分を定めない

本区域の人口は減少傾向であり、今後も減少すると予測される。

〇〇区域は、商品販売額はほぼ横ばい、製造品出荷額は増加の傾向にあるが、こうした産業による土地需要は現在の商業・工業用地内で収容が可能であると判断される。

△△区域は、急峻な山岳に囲まれており、地形的制約からも急激な市街化の進行は見込まれないものと判断される。

また、市街地外に広がる優良な農地及び良好な自然的環境は、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制で保全が可能であると判断される。

以上のことから、本〇区域に区域区分を定めないものとする。

5. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

【区域区分を定める場合】

① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化が進行し、低未利用地等が増加する中、土地利用と基盤施設の整合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

a 業務地

現在市役所等の官公庁をはじめ民間業務施設が集中し、本区域(本〇区域)の中心業務地を形成しており、今後も〇〇地区の拠点都市にふさわしい業務機能の充実を図る。

●●駅周辺に、□□が移転することに伴い、業務機能の拡大がされることから、●●市の玄関口としての業務地の整備を図る。

b 商業地

▲▲地区は、□□地域の広域的な中枢拠点として質の高い都心空間を形成するため、市街地の再開発等により高度利用を図るとともに、●●周辺の◇◇開発との連携を図りながら商業機能の強化を図る。

〇〇地区の商業地については、近隣の購買需要に応ずる地域サービス機能として配置しその整備を図る。

c 工業地

〇〇地区等の既存の工業地については、周辺の住宅地の環境を保全しつつ、その生産環境の整備を図るものとする。

工業地の整備にあたっては、極力用途の専用化を図るとともに、周辺環境の保全を図るため必要な立地規制を行うものとする。

〇〇〇地区において研究、研修系の工業地を住宅地と一体的に整備する。

また、〇〇市〇〇地区においては、工業地として環境を保全しながら整備する。

d 流通業務地

〇〇港及び●●インター周辺は、陸・海の交通の要衝であり、□□・▲▲地域をはじめとする広域的な物流の拠点として既に流通関連企業の立地の促進が図られており、今後とも流通機能の充実と円滑な市域内の交通流動に努める。

e 住宅地

〇〇市の既成市街地及びその周辺部は、比較的高密度な住宅地として配置する。その他の市街地周辺部の市街化進行地域、新市街地においては、土地区画整理事業等により計画的な整備を進めていくものとする。

〇〇市〇〇〇地区において計画的住宅開発を工業地の整備と一体的に行う。

さらに、〇〇町、△△町については、既存住宅地を居住環境の優れた低層住宅地として土地区

画整理事業等による計画的な整備を推進する。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a 業務地

業務地においては、広域的な業務の集積が見込まれるため、高密度の土地利用を図る。

b 商業地

商業地においては、●●地区及び□□駅周辺地区など中心地区として、公園、モール、広場等の魅力有る歩行者空間の整備と併せて、高次の商業施設等を配置するため、高密度の土地利用を図る。

c 工業地

工業地については、周辺の環境、公害防止などに配慮しつつ低密度の土地利用を図る。

d 住宅地

▲▲ニュータウン地区は、良好な住宅環境を維持するため、低層、低密度の一戸建て住宅を配置し低密度な土地利用を図る。□□地区、◇◇地区など既成市街地については、中高層の集合住宅の立地を進め、職住近接型の住宅の配置に適した高密度の土地利用を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

a 住宅政策の基本目標

「ゆとりとうるおいのある住まいの実現」に向け、ゆとりある広さの住宅に安心して居住し、個々人が望むライフスタイルをその住宅や地域での中で実現できるよう努める。

b 居住水準の目標

令和〇〇年を目途に、全世帯の約〇〇%が誘導居住水準を確保できるようにすることとし、最低居住水準については、早期に全ての世帯が確保すべき水準として、その水準未達の世帯の解消に努める。

c 住宅施策の方針

中心市街地においては、人口の空洞化や商業吸引力の相対的低下傾向が懸念されることから、再活性化に向けた交流空間の整備や低未利用地の有効活用、土地の高度利用を促進する。

既成住宅市街地のうち、中心部など土地の高度利用を要する地区については、再開発事業を進めるとともに、幹線道路、区画道路網及び住区公園等の整備により居住環境の向上を図る。

十分な都市基盤の整備が進まないまま形成された市街地については、既存ストックの活用を図りながら市街地開発事業等により道路、下水道、公園、緑地等の生活基盤施設の整備を推進するとともに、地区計画等を有効に活用するなど総合的・計画的に住環境の改善及び保全を図る。

また、これら都市基盤の整備と併せ、老朽建築物の更新により、防災、居住環境の改善を推進するとともに、良好な住宅の供給を促進する。

民間活力を積極的に活用する施策を拡充・検討し、行政と民間の連携と役割分担のもと、市街地の再開発や土地区画整理事業など都市基盤の面的整備を効率的に進める。

④ 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

〇〇地区については、にぎわいに満ちた魅力有る都心として、快適な都市空間の創出を図るとともに、商店街・業務地区等の再開発を行い、土地の高度利用や商業・業務機能の一層の充実を図る。

□□駅周辺については、▲▲工場跡地を活用し、新たな都市拠点として開発するため、高次の都市機能等の導入を図る。

△△駅周辺は、陸・海の交通結節機能が集積した良好な交通条件を備えながらも未利用地が多く存在していることから、商業・業務施設の集積とともに都市基盤施設の整備を進め、本区域(本〇区域)における北部地区の拠点にふさわしい高度利用を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既存市街地内に混在立地している中小工場等については、周辺住宅環境の悪化を抑えるため、工場等の適切な再配置を促進することにより、用途の純化を進める。

住宅地については、良好な住環境を保全・誘導するため、用途の純化を基本としつつ、地域特性に応じて、必要な一定の施設の立地誘導を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅の老朽化や過密化、地区サービス道路等の都市基盤整備が未整備のため、機能性、利便性、防災面で適正な居住環境が確保されていない地区については、土地区画整理事業等による面的整備を進め、建築物の不燃化や集合化を図り、公共空地を十分確保し、緑豊かな住環境の形成を推進するとともに、道路・公園等の都市基盤施設の整備や高齢者・障害者に配慮した施設整備を促進し、居住環境の改善を図る。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

〇〇公園や□□緑地を連絡する緑の東西軸の形成上重要な市街地内の樹林地、斜面緑地及び社寺緑地等については、その保全に努める。

また、△△地区については、淵地区にふさわしい良好な自然環境及び景観を有する地区として今後とも風致地区としての継承を図る。

⑤ その他の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

例1

農業振興地域の中で農用地区域に設定された〇〇地区をはじめとした区域及び集团的優良農地は、今後ともその保全に努める。

また、□□地区については、本区域(本〇区域)の西部地域における農用地として貴重な緑地空間を有しており、農業振興と調整を図りつつ、その保全と活用に努める。

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本区域(本〇区域)の地形及び特殊土壌等から、のり面崩壊による災害の恐れのある急傾斜地区及び保安林等はその保全を図る。

また、△△川沿いの低地部において、浸水等の災害の恐れのある地区については、無秩序な市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

国立公園に指定されている〇〇地区、△△地区、史跡が点在する□□地区などは、優れた自然環境を有することから、今後ともその自然環境の保全に努める。

また、市街地周辺の丘陵地や◇◇海岸地域は、良好な自然環境を有していることから、今後とも自然の風致を維持し、都市の環境を保持するため自然地としての保全に努める。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

●●地区については、旧来の農村地域の中心集落としての既存集積を活かし、道路、公園、排水施設等の整備を進め、自然環境や農業的環境との調和を図りつつ、良好な生活環境を確保する。

既存の住宅団地やスプロールの恐れがある地区は、地区計画制度を活用することにより、良好な居住環境の維持及び形成を図る。

【区域区分を定めない場合】

① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化が進行し、低未利用地等が増加する中、土地利用と基盤施設の整合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

a 業務地

現在市役所等の官公庁をはじめ民間業務施設が集中し、本区域(本〇区域)の中心業務地を形成しており、今後も〇〇地区の拠点都市にふさわしい業務機能の充実を図る。

●●駅周辺に、□□が移転することに伴い、業務機能の拡大がされることから、●●市の玄関口としての業務地の整備を図る。

b 商業地

▲▲地区は、□□地域の広域的な中枢拠点として質の高い都心空間を形成するため、市街地の再開発等により高度利用を図るとともに、●●周辺の◇◇開発との連携を図りながら商業機能の強化を図る。

○○地区の商業地については、近隣の購買需要に応ずる地域サービス機能として配置しその整備を図る。

c 工業地

○○地区等の既存の工業地については、周辺の住宅地の環境を保全しつつ、その生産環境の整備を図るものとする。

工業地の整備にあたっては、極力用途の専用化を図るとともに、周辺環境の保全を図るため必要な立地規制を行うものとする。

○○○地区において研究、研修系の工業地を住宅地と一体的に整備する。

また、○○市○○地区においては、工業地として環境を保全しながら整備する。

d 流通業務地

○○港及び●●インター周辺は、陸・海の交通の要衝であり、□□・▲▲地域をはじめとする広域的な物流の拠点として既に流通関連企業の立地の促進が図られており、今後とも流通機能の充実と円滑な市域内の交通流動に努める。

e 住宅地

○○市の既成市街地及びその周辺部は、比較的高密度な住宅地として配置する。その他の市街地周辺部の市街化進行地域、新市街地においては、土地区画整理事業等により計画的な整備を進めていくものとする。

○○市○○○地区において計画的住宅開発を工業地の整備と一体的に行う。

さらに、○○町、△△町については、既存住宅地を居住環境の優れた低層住宅地として土地区画整理事業等による計画的な整備を推進する。

② 土地利用の方針 【必要に応じ以下の項目を選択し、記載】

a 土地の高度利用に関する方針

○○地区については、にぎわいに満ちた魅力有る都心として、快適な都市空間の創出を図るとともに、商店街・業務地区等の再開発を行い、土地の高度利用や商業・業務機能の一層の充実を図る。

□□駅周辺については、▲▲工場跡地を活用し、新たな都市拠点として開発するため、高次の都市機能等の導入を図る。

△△駅周辺は、陸・海の交通結節機能が集積した良好な交通条件を備えながらも未利用地が多く存在していることから、商業・業務施設の集積とともに都市基盤施設の整備を進め、本区域(本○区域)における北部地区の拠点にふさわしい高度利用を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既存市街地内に混在立地している中小工場等については、周辺住宅環境の悪化を抑えるため、工場等の適切な再配置を促進することにより、用途の純化を進める。

住宅地については、良好な住環境を保全・誘導するため、用途の純化を基本としつつ、地域特性に応じて、必要な施設の立地誘導を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅の老朽化や過密化、地区サービス道路等の都市基盤整備が未整備のため、機能性、利便性、防災面で適正な居住環境が確保されていない地区については、土地区画整理事業等による面的整備を進め、建築物の不燃化や集合化を図り、公共空地进行を十分確保し、緑豊かな住環境の形成を推進するとともに、道路・公園等の都市基盤施設の整備や高齢者・障害者に配慮した施設整備を促進し、居住環境の改善を図る。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

〇〇公園や□□緑地を連絡する緑の東西軸の形成上重要な市街地内の樹林地、斜面緑地及び社寺緑地等については、その保全に努める。

また、△△地区については、淵地区にふさわしい良好な自然環境及び景観を有する地区として今後とも風致地区としての継承を図る。

③ その他の土地利用の方針 【必要に応じ以下の項目を選択し、記載】

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

例1

農業振興地域の中で農用区域に設定された〇〇地区をはじめとした区域及び集团的優良農地は、今後ともその保全に努める。

また、□□地区については、本区域(本〇区域)の西部地域における農用地として貴重な緑地空間を有しており、農業振興と調整を図りつつ、その保全と活用に努める。

例2

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた区域・地区では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

国立公園に指定されている〇〇地区、△△地区、史跡が点在する□□地区などは、優れた自然環境を有することから、今後ともその自然環境の保全に努める。

また、市街地周辺の丘陵地や◇◇海岸地域は、良好な自然環境を有していることから、今後

とも自然の風致を維持し、都市の環境を保持するため自然地としての保全に努める。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

〇〇地区については、地域の中心的な集落であり、自然環境や農業的環境との調和を図りつつ、良好な生活環境の整備を行う。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域(本〇区域)は、●●県北部地域における地域間連絡及び▲▲市と■■方面を結ぶ交通の要衝にある。

本区域(本〇区域)の道路は、東西に走る幹線道路の整備は比較的進んでいるが、南北に走る道路はJR▲▲線により分断される傾向にあったが、一部道路の開通により市街地の一体化が進みつつあり、今後もさらに一体化に向けての整備が要求されている。

また、通過交通と通勤通学などによる区域内交通量の増加により、交通渋滞が慢性化し、生活道路への車の進入により、交通事故、騒音等の問題を引き起こしている。

さらに、生活の利便性の向上を図るためバス路線の整備を促進することが求められている。

このような状況を踏まえ、本地域(本〇区域)の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 今後とも増大する交通需要に対しては、極力、公共輸送機関の活用を図りつつ、各種交通機関の適正な機能分担のもとに、総合的な交通体系を計画する。
- 施設計画にあつては、交通の管理運営に充分配慮し、効率的な交通体系の確立を目指す。
- 施設整備にあつては、既存施設の有効利用を図りつつ、計画的、段階的整備を行う。
- 歩行者空間の整備など生活環境と調和したユニバーサルデザインに考慮した都市交通施設の整備を図る。
- 特に市街地にあつては、道路整備が都市経済活動並びに防災上重要な課題となっており、面的整備計画等と整合を図りながら、その整備を進めるとともに、広域道路網体系の整備を図る。
- 駐車場については、駐車需要の質量に応じて官民が適切な役割分担に基づき駐車施設を整備し、また既存駐車施設の有効利用を含めた施策を総合的かつ効率的に展開する。

地域公共交通計画がある場合

- ●●地域公共交通計画をもとに、関係者が連携して効果的・効率的な施策を展開し、持続可能な公共交通体系の構築を目指す。

地域公共交通計画がない場合

- 地域の移動手段の確保・充実を図るため、関係者が連携して持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に努める。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、生活の利便性や歩行者の安全を図り、快適な交通環境の実現を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

都市間の交流・連携の強化を図るため、都市計画道路○・△・□号◇◇通線などの主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また、都市内交通を円滑に処理するため、都市計画道路○・△・□号◇◇通線及び町道○○通線などの都市幹線道路を配置し、都市の骨格を形成する。

併せて社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて、その配置等の見直しの検討を行うものとする。

イ その他

自動車交通量の増大、商業業務の拡充にあわせ、駅周辺市街地および●●駅周辺を中心として、附置義務条例の制定を図りながら官民一体となって駐車場・駐輪場を配置し、整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

整備予定のある場合

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
道路	主要幹線道路 都市計画道路○・△・□号◇◇線 都市幹線道路 市道○○線
駐車場等	

整備予定のない場合

おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道のある場合

本区域(本○区域)において県の生活排水処理構想及び○○市町公共下水道事業計画に基づき、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽等の設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。また、整備された生活排水処理施設は、「広域化・共同化」も視野に入れながら将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、河川の整備に限らず、あらゆる関係者が

協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」に計画的に取り組む。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

下水道のない場合

本区域(本〇区域)において県の生活排水処理構想に基づき、合併処理浄化槽等の設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。また、整備された生活排水処理施設は、「広域化・共同化」も視野に入れながら将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、河川の整備に限らず、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」に計画的に取り組む。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

整備完了の場合

公共下水道の整備が完了したことから、今後、整備水準の適正な維持に努める。

未整備部分がある場合

例1

本区域(本〇区域)では、現在公共下水道の整備を進めている。今後、未整備箇所の整備を行い、おおむね 10 年後には、公共下水道計画区域における下水道の完成を目指し、整備を進める。

例2

本区域(本〇区域)では、公共下水道の整備はおおむね完了している。未整備箇所については、必要に応じて検討を行うものとする。

例3

本区域(本〇区域)では、都市下水路の整備を進めている。今後、都市内の適切な雨水排除を目指し、整備を進める。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減のための総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

下水道のある場合

例1

〇〇川流域別下水道整備総合計画に基づき、●●公共下水道の計画区域において、下

水道の整備を進める。

また、下水の処理能力の向上を図るため、■■■地区に配置する水質管理センターの拡充整備を図る。

例2

公共下水道は市街地を中心に、終末処理場は○○地区に配置している。今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて排水区域等の見直しについて検討を行うものとする。

イ 河川

河川事業のある場合

本区域(本○区域)には、●●川の一級河川、■■■川等の二級河川がある。
このうち●●川については、治水上の安全性を確保するため、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

河川事業のない場合

本区域(本○区域)には、●●川の一級河川、■■■川等の二級河川がある。
本区域(本○区域)の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

準用河川のみの場合

本区域(本○区域)の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

整備予定のある場合

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
公共下水道	第1処理分区, 第2処理分区, ●●町土地区画整理地内及び●●土地区画整理地内の雨水管等の面整備, 管渠整備
河川	二級河川●●川 準用河川▲▲川

整備予定のない場合

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域(本○区域)は、●●駅の開業や新市街地の形成にともなって、人口や都市活動の増大が予想される中で、住民が衛生的な居住環境の下で日常生活が送れるよう、ごみの分別収集の徹底や運搬体制の合理化を進めるとともに、ごみ処理施設等の機能強化を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理については、○○市, △△町及び□□町の1市2町で構成される○○○○組合による△△が□□地区に配置されている。今後は、人口の増加及び生活水準向上などにもな

うごみの増大に対応して、施設の機能拡充等を図るものとする。

イ 卸売市場

卸売市場については、〇〇地区に配置されている。流通機能の合理化、高度化を進めるため公設市場及び卸売団地の機能充実に努める。

c. 主要な施設の整備目標

整備予定のある場合

今後の人口の動向を勘案し、本区域(本〇区域)内住民が快適な生活を営むために必要な公共施設を確保することを目指す。なお、おおむね 10 年以内実施する予定の主な施設は、次のとおりとする。

種 別	名 称
ごみ処理施設	(仮称)〇〇市ごみ焼却場

整備予定のない場合

おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

事業実施中、予定のある場合

本区域(本〇区域)は、JR●●線▲▲駅を中心に市街地が形成されており、安全で快適な住民生活と効率的な都市活動を確保するため、既成市街地内について都市基盤の整備を優先的かつ計画的に推進し、生活環境の整備、都市機能の整備・充実に努める。

さらに、●●駅周辺の老朽木造建築物の建て替えを促進し、良好な住環境の確保に努めるとともに、本区域(本〇区域)の中心的商業業務地としての都市機能と魅力ある都市空間の形成を図るために、市街地再開発事業等の面的整備のほか、地区計画等に基づく計画的な整備を推進し土地の高度利用を図る。

また、土地の有効利用を図るため、未利用地についての重点的な整備、街並みや景観等に配慮した都市環境の整備を行う。

上記の方針に基づき、市街地開発事業を行う主要な区域は次のとおりとする。

地区名	整備方針
●●地区	現在施行中の土地区画整理事業を早急に終了させ、地区計画等の導入により良好な居住環境の保全を図る。
▲▲地区	小規模開発による市街化が進んでいるため、地区計画等の導入を図り、道路の拡幅等の整備を進めるとともに土地利用の検討を行う。

事業実施済

本区域(本〇区域)においては、〇〇地区で土地区画整理事業を実施してきた。

現時点では新たな市街地開発事業の検討を行っていないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行うものとする。

事業実施予定なし

現時点では新たな市街地開発事業の検討を行っていないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行うものとする。

② 市街地整備の目標

整備予定のある場合

おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業	●●地区
市街地再開発事業	▲▲地区

整備予定のない場合

おおむね 10 年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域(本〇区域)の地形は、北部の●●川沿岸一帯の低地部から中央部の▲▲川をおおむね境にして台地状の地形に変わり南部に拡がっている。

特に、区域南端には緩傾斜の■山があり、優れた自然景観と、地域の風土に溶け込んだ数多くの文化財が残されている。

今後、都市化が進展する中で、こうした自然環境と文化財を、一体化した地域景観として保全するとともに、近年のスポーツ、レクリエーションへの需要の増大や、災害時における避難地の確保等に対処するため各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。

② 主要緑地の配置の方針

a 環境保全系統の配置

地域名等	概要
●●川沿岸	すぐれた自然景観地として保全を図る。
▲▲山周辺一帯	新駅周辺整備と調和を図りながら保全を図る。
斜面緑地及び●●川沿いの緑地	緑地を活かして緑のネットワークの形成を図る
市街地内の緑地	良好な屋敷林、寺社の緑等の保全を図る。

b レクリエーション系統の配置

地域名等	概要
本区域(本〇区域)全体	人口の増加、近年のレクリエーションへの需要の増大等に対処するため、市街地の動向、土地利用形態等を勘案して公園緑地等の種別に応じ、適切に配置整備することにより、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。
市街地中心部	●●川を軸としたレクリエーション区間を整備することとし、●●川沿岸の▲▲運動公園や■公園等を遊歩道で結び付け、リバーサイドコンビネーションパークとして整備する。
北部地域	●●川河川敷の整備を中心とし、総合的なスポーツ、レクリエーション施設の整備を行う。
南部地域	総合公園の整備を進め、将来的には総合公園を中心に周辺の公園群を遊歩道や緑道等で結び付け、ネットワーク化を図る。

c 防災系統の配置

地域名等	概要
本区域(本〇区域)全体	鉄道、河川などの避難を妨げる遮断要素によって分断されない避難圏域を設定し、防災対策の一環として避難地、避難路、緑地等を配置し、都市内のオープンスペースの確保を図る。
〇〇公園	避難地及び避難所として活用するとともに、安全な避難路の整備を目指す。

d 景観構成系統の配置

地域名等	概要
本区域(本〇区域)全体	風土に溶け込んだ快適な生活環境を確保するため、豊かな〇〇川の水と広大な田園が生み出す緑を保全する。また、市街地内に分布する屋敷林等の都市の修景に資する緑地の整備保全を図る。

e その他

地域名等	概要
本区域(本〇区域)全体	快適な生活環境を確保するため、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の各機能を総合的に勘案し、地区の特性に応じて適性に緑地を配置し、その保全、整備を図るものとする。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

●●川等の河川緑地及び▲▲山の自然景観地や屋敷林、社寺林等で特に良好な樹林地については、「都市緑地保全法」に基づく緑地保全区域の指定や「ふるさと■■の緑を守る条例」に基づく、ふるさと緑の景観地・森・並木道の指定の推進などにより、積極的に緑地保全を図る。

④ 主要な緑地の確保目標

a おおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

整備予定のある場合

おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な公園は、次のとおりとする。

種 別	名 称 等	規 模
総合公園	●●総合公園 ha	〇〇 ha

整備予定のない場合

おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な公園等の公共空地はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b おおむね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地域等の地域地区

整備予定のある場合

おおむね 10 年以内に指定予定の地域地区は、次のとおりとする。

種 別	名 称 等	規 模
緑地保全地区	〇〇神社周辺	〇〇 ha
風致地区	〇〇沿岸地区	〇〇 ha
その他条例等	〇〇地区	〇〇 ha

整備予定のない場合

おおむね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

(整備、開発及び保全の方針図(附図)の作成要領)

■作成の留意点

- ・字体フォントは HG 丸ゴシック M-PRO とします。
- ・縮尺は任意(スケール表示する)とするが、図面サイズについては A3 版とします。
- ・方位は必ず表示します。
- ・土地利用については、主要用途の配置の方針をベースに記載することとします。
- ・地域名は四角枠囲みとし、計画書(本文)3. 2)に記載の地域は必ず表示します。
- ・計画書(本文)3. 2)に記載した地区名等は、原則表示します。
- ・都市施設については、主要なものを抽出して表示します。
- ・都市計画決定道路の名称表示は「〇・〇・〇号△△△線」とします。
- ・1級及び2級河川は位置及び名称を表示します。準用河川は、本文に記載した場合は位置及び名称を表示します。
- ・都市計画決定公園の位置は全て表示します。名称は主要なものを抽出して表示します。

- ・凡例にない都市施設や主要な観光施設等は小さい黒丸で位置及び名称を表示します。
- ・市街地整備については、市街地整備方針のうち10年以内に整備する地区を抽出して記載することとします。
- ・次の注記を凡例の下部分に表示します。

注①)この方針図は、おおむね 20 年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。

注②)「おおむね 10 年以内に整備」とは、おおむね 10 年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。




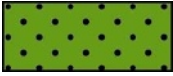

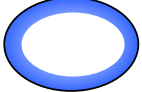





■凡例



方針図は以下の凡例を用いて作成し、方針図下部に凡例表を配置します。

なお、凡例表には使用した凡例のみを記載することとします。

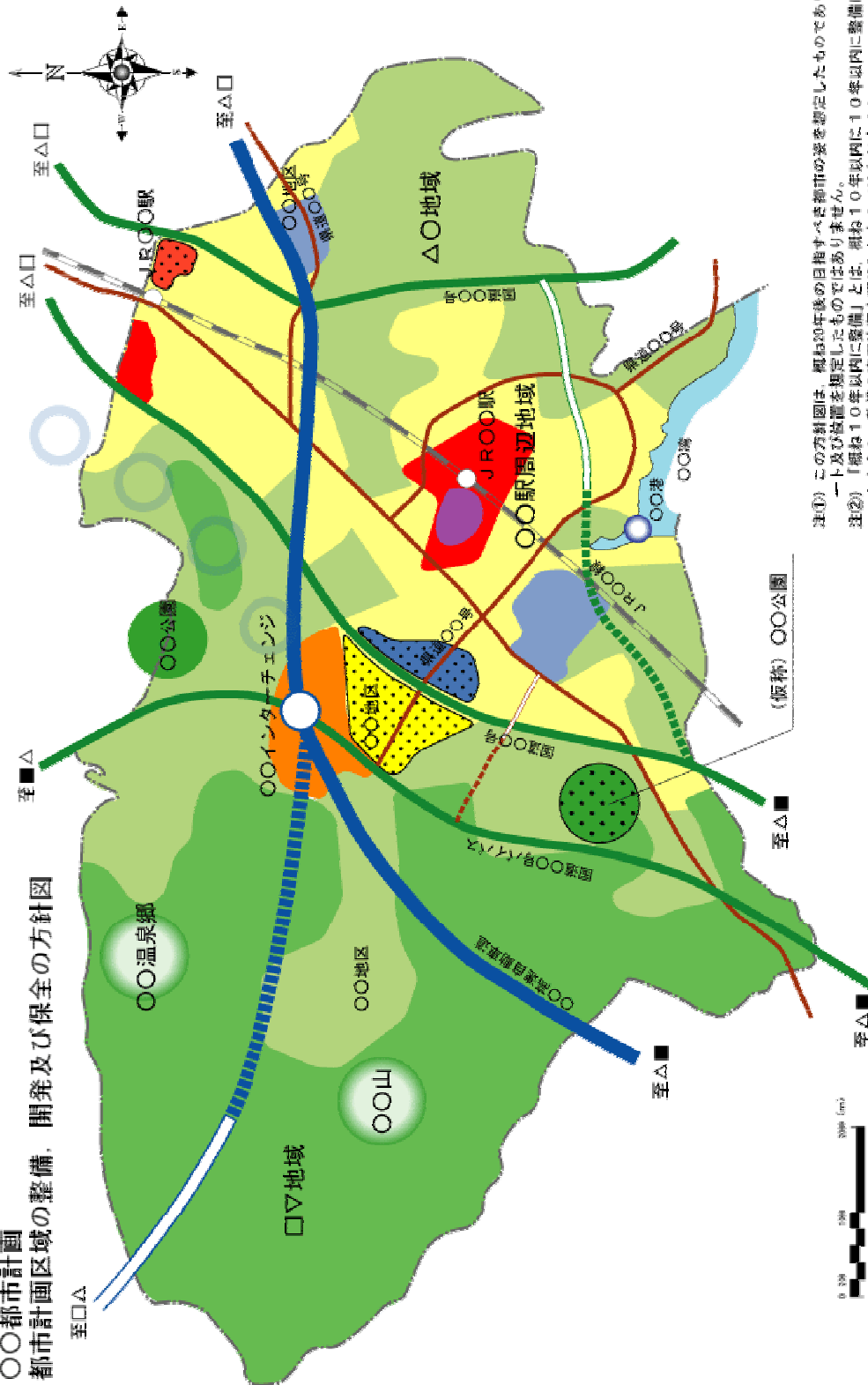
区 分			表 示
都 市 的 土 地 利 用	住宅地	将来の用途地域を想定した中で、住居系の用途に係る土地利用のエリアを表示する。 RGB 255, 255, 133	
	商業地 商業・業務地	将来の用途地域を想定した中で、商業系の用途に係る土地利用のエリアを表示する。 RGB 255, 102, 0	
	業務地	将来の用途地域を想定した中で、業務系の用途に係る土地利用のエリアを表示する。 RGB 204, 0, 204	
	工業地	将来の用途地域を想定した中で、工業系の用途に係る土地利用のエリアを表示する。 RGB 51, 153, 255	
	流通業務地	将来の用途地域を想定した中で、流通業務系の用途に係る土地利用のエリアを表示する。 RGB 255, 153, 0	
その他の 土 地 利 用	農業ゾーン	将来の用途地域を想定した外において、田園集落や田畑の用途に係る土地利用のエリアを表示する。 RGB 153, 255, 153	

	樹林地ゾーン	将来の用途地域を想定した外において、公園・緑地・樹林地等のエリアを表示する。 RGB 0, 255, 0	
都市施設	鉄道	線路を線で示し、駅については○で表示する。	
	高規格道路 (おおむね整備済み)	地域高規格道路のうち整備済みの路線を表示し、IC については○で表示する。 RGB 0, 0, 255	
	高規格道路 (おおむね 10 年以内に整備)	地域高規格道路のうち、おおむね 10 年以内に整備を予定する区間を表示する。 RGB 0, 0, 255	
	高規格道路 (おおむね 10 年以降)	地域高規格道路のうち、おおむね 10 年以降に整備を予定する区間、又は都市計画決定済みの区間を表示する。 RGB 0, 0, 255	 線間白抜き
	主要幹線道路 (おおむね整備済み)	主要幹線道路のうち、既に整備済みの路線を表示する。 RGB 0, 128, 0	
	主要幹線道路 (おおむね 10 年以内に整備)	主要幹線道路のうち、おおむね 10 年以内に整備を予定する区間を表示する。 RGB 0, 128, 0	
	主要幹線道路 (おおむね 10 年以降)	主要幹線道路のうち、おおむね 10 年以降に整備を予定する区間を表示する。 RGB 0, 128, 0	 線間白抜き
	都市幹線道路 (おおむね整備済み)	都市幹線道路のうち、既に整備済みの路線を表示する。 RGB 153, 51, 0	
	都市幹線道路 (おおむね 10 年以内に整備)	都市幹線道路のうち、おおむね 10 年以内に整備を予定する区間を表示する。 RGB 153, 51, 0	

都市幹線道路 (おおむね 10 年以 降)	都市幹線道路のうち、おおむね 10 年以降に整備を予定する区 間を表示する。 RGB 153, 51, 0	 線間白抜き
道路 (構想段階)	地域高規格道路など、構想段階 にある路線を表示する。 RGB 204, 204, 255	
公園・緑地 (おおむね整備済 み)	都市計画区域内の主要な公園・ 緑地を表示し、名称を記載す る。 RGB 0, 204, 0	
公園・緑地 (おおむね 10 年以 内に整備)	都市計画区域内の主要な公園・ 緑地のうち、おおむね 10 年以 内に整備を予定している施設を表 示し、名称を記載する。 RGB 102, 156, 35	
港湾・漁港 空港・飛行場	主要な港湾・漁港、空港を表示 する。 RGB 51, 102, 255 グラデーション: 中央から 又は 二重円(楕円)内部(白抜き)	 又は 
河川・海・湖沼	都市計画区域内の河川・海・湖 沼を表示する。 RGB 153, 204, 255	
観光・レクリエーシ ョン地区	都市計画区域のうち、主要な観 光・レクリエーション地区を表示 する。 RGB 215, 240, 124 グラデーション: 中央から 又は 二重円(楕円)内部(白抜き)	 又は 
公共サービス地区	都市計画区域のうち、主要な公 共サービス地区を表示する。 RGB 255, 128, 0 グラデーション: 中央から 又は 二重円(楕円)内部(白抜き)	 又は 

市街地整備	住居系	土地区画整理事業等により面整備をおおむね10年以内に実施する予定の住居系の区域を表示する。 RGB 252, 224, 51	
	工業系	土地区画整理事業等により面整備をおおむね10年以内に実施する予定の工業系の区域を表示する。 RGB 63, 113, 180	
	市街地開発事業	市街地再開発事業をおおむね10年以内に実施する予定の区域を表示する。 RGB 227, 75, 38	
都市計画区域	都市計画区域界	当該都市計画区域の区域界を表示する。 RGB 128, 128, 128	
行政区域	行政区域界	行政区域界を表示する。 RGB 128, 128, 128	

〇〇都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例

住宅地	農業ゾーン	主要幹線道路 (概ね10年以内) (整備済み)	主要幹線道路 (概ね10年以内) (整備)	公園・緑地	公園・緑地 (概ね10年以内) (整備)
商業地	樹林地ゾーン	地域高規格道路 (概ね10年以内) (整備済み)	主要幹線道路 (概ね10年以内) (整備)	港湾・漁港・空港・飛行場	港湾・漁港・空港・飛行場
業務地	樹林地ゾーン (概ね10年以内) (整備)	地域高規格道路 (概ね10年以内) (整備)	主要幹線道路 (概ね10年以内) (整備)	河川・港・湖沼	河川・港・湖沼
工業地	樹林地ゾーン (概ね10年以内) (整備)	地域高規格道路 (10年以内)	都市幹線道路 (概ね10年以内) (整備)	都市計画区域境界	都市計画区域境界
流通業務地	観光・レクリエーション地区	地域高規格道路 (概ね10年以内) (整備)	都市幹線道路 (概ね10年以内) (整備)	行政区境界	行政区境界
		地域高規格道路 (概ね10年以内) (整備)	都市幹線道路 (概ね10年以内) (整備)		
		地域高規格道路 (概ね10年以内) (整備)	都市幹線道路 (概ね10年以内) (整備)		

注① この方針図は、概ね20年後の日付するべき都市の姿を想定したものであり、景林のルート及び位置を想定したものではありません。
注② 「概ね10年以内」は、概ね10年以内には整備し、10年以内に整備に着手することを指し、整備の完了時期を明示したものではありません。

(参考資料の作成要領)

番号	名称	様式
1	変更対照表	様式1
2	都市計画策定の経緯の概要	—
	(1)都市計画決定図書	様式2-1
	(2)九州地方整備局協議	様式2-2
3	都市計画の履歴調書	様式3
4	都市計画の現況写真	様式4
5	関係機関との協議	様式5
6	都市計画区域マスタープランの計画参考資料	—
	(1)社会的条件	—
	a 地域別面積及び人口等の推移及び推計	様式6
	b 年齢別人口構成の推移及び推計	様式7
	c 産業別就業人口の推移及び推計	様式8
	d 産業規模の推移及び推計	様式9
	(2)その他の条件	—
	a 面整備進捗状況 (土地区画整理事業, 市街地再開発事業等)	様式10
	b 都市計画道路の整備状況	様式11
	c 公共下水道整備状況	様式12
	d 都市公園整備状況	様式13
	(3)区域区分の有無の判断根拠	—
	a 将来土地需要推計表	様式14
	b 区域区分の有無を検討する際の検討要件一覧表	様式15
	(4)市街地整備プログラム施設・事業別算定資料	—
	a 予定する都市施設整備一覧	様式16

1 変更対照表

(様式1)

【単数区域の場合】

〇〇〇〇 都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針 変更対照表

旧	新	備考
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇△△△〇〇〇	表現見直し() 時点修正() 表現追加() 削除() 項ずれ修正

【複数区域の場合①】

〇〇〇〇 都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針 変更対照表

旧(〇〇区域)	旧(□□区域)	新	備考
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇△△△〇〇〇	表現見直し()
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇□□□〇〇〇〇	時点修正()

【複数区域の場合②】

〇〇〇〇 都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針 変更対照表

旧	新	備考
(〇〇区域) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇△△△〇〇〇	表現見直し()
(□□区域) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇□□□〇〇〇〇	表現追加()

注1) 新旧ともに, 全文を記載する。〔表紙, 目次を除く〕

注2) 変更箇所には, 新旧ともに下線(波線)を付ける。

注3) 備考欄には, 変更見直し内容を記載する。その理由等は()を付けて記載する。

2 都市計画策定の経緯の概要

(1) 都市計画決定図書に添付します。

(様式2-1)

都市計画の策定の経緯の概要

1. 関係機関との協議

市(町)〇〇課	令和	年	月	日
市(町)△△課	令和	年	月	日
県 〇〇地域振興局	令和	年	月	日
県 都市計画課	令和	年	月	日
県 道路建設課	令和	年	月	日
県 道路維持課	令和	年	月	日
県 河川課	令和	年	月	日
県 砂防課	令和	年	月	日
県 港湾空港課	令和	年	月	日
県 建築課	令和	年	月	日
県 漁港漁場課	令和	年	月	日

2. 説明会等の開催

日 時	令和	年	月	日
場 所				
出席者	約	名		

3. 案の公告及び縦覧等

案の公告	令和	年	月	日	
縦覧期間	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日
縦覧場所	県都市計画課 〇〇地域振興局(又は支庁)建設部 〇〇市(町)建設課				
意見書の提出					
意見書の要旨					

4. 〇〇市(町)都市計画審議会

開催年月日	令和	年	月	日
答申年月日	令和	年	月	日
答申の内容				

5. 〇〇市(町)の意見

令和 年 月 日付で、異議のない旨の回答を得ている。

6. 鹿児島県都市計画審議会

開催年月日	令和	年	月	日
答申年月日	令和	年	月	日
答申の内容				

(2) 九州地方整備局協議の際に添付します。

(様式2-2)


都市計画策定の経緯の概要

〇〇都市計画〇〇の 決定(変更)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和 年 月 日	
九州地方整備局長事前協議	令和 年 月 日	
計画案の縦覧	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
市町村の意見聴取	令和 年 月 日	
鹿児島県都市計画審議会	令和 年 月 日	
国土交通大臣同意	令和 年 月 日	
決定告示	令和 年 月 日	

4 都市計画の現況写真
(様式4)

都市計画の現況写真

都市計画の種類	〇〇〇〇 都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針
市 町 村 名	〇〇市(町)
 〇〇都市計画区域	

注1) 都市計画区域の航空写真を添付します。

注2) 都市計画区域を赤の実線で表示します。複数区域の場合は, 各都市計画区域毎に異なる色を用いてその区域を示し, その名称を記載する。

5 関係機関との協議

県庁関係各課協議の他、例えば以下の協議先が考えられます。

案件によって適宜、協議が必要な関係機関に協議することとなります。

(例)

	警察署又は 公安委員会	国道事務所 河川事務所 国道 一級河川	地域振興局 国道・県道 河川 砂防 港湾・漁港	市町村 市町村道 河川 港湾・漁港	保健所	その他
区域マス		○	○	○		農政部局 NEXCO等

県庁内各課協議

※ 案件によって協議が必要な関係各課と協議します。この他にも、必要な関係課と協議します。

都市計画課 都市計画全般

生活排水対策室 下水道等に関する調整

道路建設課 県管理国道、県道等に関する調整

道路維持課 県管理国道、県道、市町村道に関する調整

河川課 県管理河川の渡河、管理等に関する調整

砂防課 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等に関する調整

建築課 用途、地区計画、その他の処理施設、開発に関する調整

港湾空港課 臨港地区等に関する調整

交通政策課 交通結節点、ターミナル、都市高速鉄道等に関する調整

環境林務課 各種整備事業、環境影響評価準備書に関する調整

廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物等に関する調整

自然保護課 自然公園区域等に関する調整

環境保全課 環境基準などに関する調整

森林経営課 造林事業等に関する調整

かごしま材振興課 林道事業等に関する調整

森づくり推進課 保安林、森林開発許可等に関する調整

農政課 各種整備事業等に関する調整

農地整備課 事業計画・ほ場整備事業、補助金返還等に関する調整

農地保全課 農地整備事業等に関する調整

農村振興課 農用地区域等に関する調整

畜産振興課 畜産事業等に関する調整

文化財課 文化財に関する調整

(様式5)

関係機関との協議

関係機関	時期	備考
〇〇町 水道課	年 月 日	
〇〇町 住民環境課	年 月 日	

注1) 備考欄には、協議を行った項目を示します。

6 都市計画区域マスタープランの計画参考資料 (様式6)

(1) 社会的条件

a 地域別面積及び人口等の推移及び推計

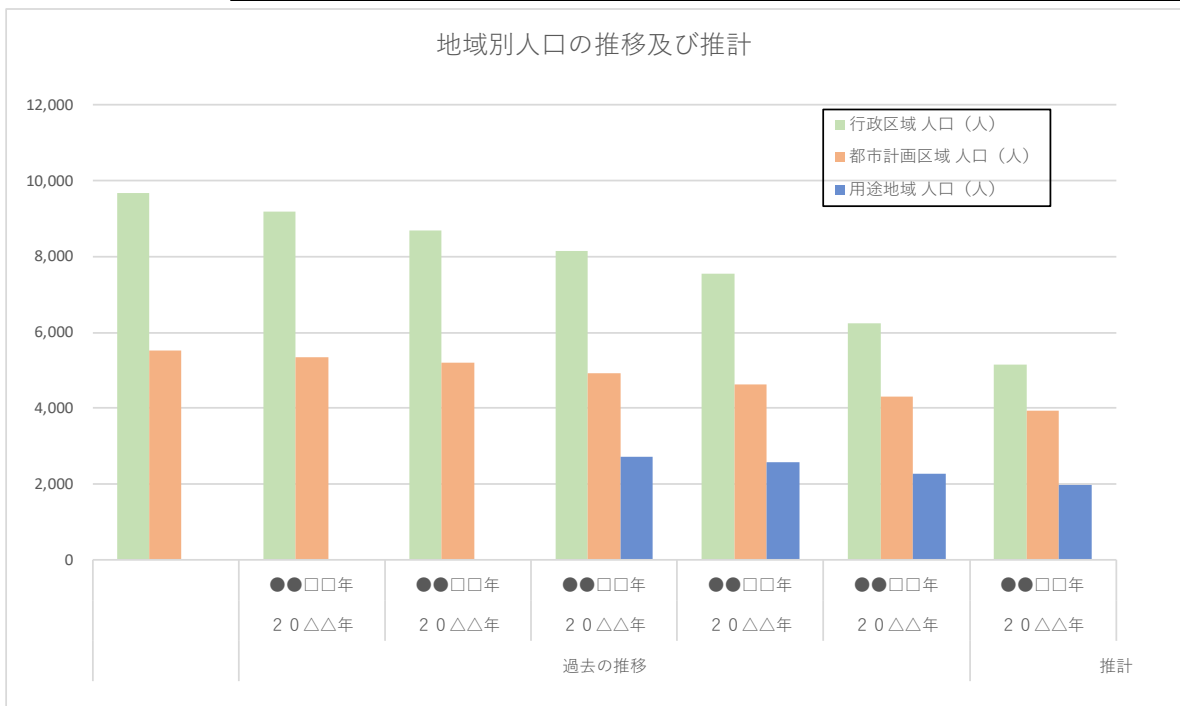
a 地域別面積及び人口等の推移及び推計

項目	年次	過去の推移					推計		備考
		20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	
行政区域									
面積 (ha) ①		13,778	13,778	13,778	13,720	13,720	13,720	13,720	※1
人口 (人) ②		9,675	9,194	8,696	8,135	7,539	6,250	5,146	※2
世帯数 (世帯) ③		4,046	4,047	3,946	3,741	3,596	3,079	2,694	※3
人口密度 (人/ha)		0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	②/①
都市計画区域									
面積 (ha) ④		4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	
人口 (人) ⑤		5,532	5,349	5,195	4,925	4,636	4,302	3,947	※4
世帯数 (世帯) ⑥		2,268	2,322	2,305	2,218	2,186	2,154	2,104	※5
人口密度 (人/ha)		1.3	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	⑤/④
用途地域									
面積 (ha) ⑦		101	101	101	101	101	101	101	
人口 (人) ⑧		—	—	—	2,721	2,571	2,271	1,971	※6
世帯数 (世帯) ⑨		—	—	—	1,213	1,209	1,200	1,187	※7
人口密度 (人/ha)		—	—	—	26.9	25.5	22.5	19.5	⑧/⑦

データ収集先, 出典等

	過去の推移	推計
※1	国勢調査	国勢調査
※2	国勢調査	国立社会保障・人口問題研究所
※3	国勢調査	推計① トレンド推計
※4	国勢調査	推計② トレンド推計
※5	国勢調査	推計② トレンド推計
※6	国勢調査	推計③ トレンド推計
※7	国勢調査	推計③ トレンド推計

地域別人口の推移及び推計



(様式7)

b 年齢別人口構成の推移及び推計

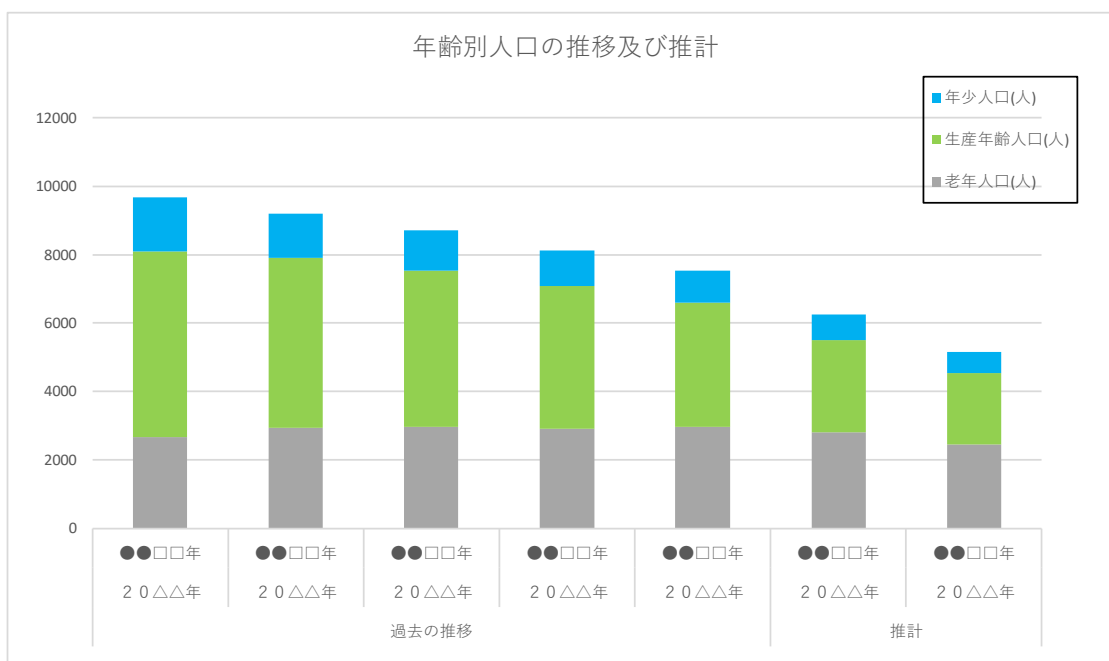
b 年齢別人口構成の推移及び推計

項目	年次	過去の推移					推計		備考
		20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	
行政人口(人)	①	9,675	9,194	8,696	8,135	7,539	6,250	5,146	1 a ②より
年少人口(人)	②	1,583	1,280	1,172	1,056	951	742	592	※1
	割合(%)	16.4%	13.9%	13.5%	13.0%	12.6%	11.9%	11.5%	②/①
生産年齢人口(人)	③	5,413	4,966	4,550	4,172	3,621	2,705	2,092	※2
	割合(%)	55.9%	54.0%	52.3%	51.3%	48.0%	43.3%	40.7%	③/①
老年人口(人)	④	2,679	2,948	2,974	2,907	2,967	2,803	2,462	※3
	割合(%)	27.7%	32.1%	34.2%	35.7%	39.4%	44.8%	47.8%	④/①

年少人口：15歳未満，生産年齢人口：15歳以上65歳未満，老年人口：65歳以上

データ収集先，出典等

	過去の推移	推計
※1	国勢調査	国立社会保障・人口問題研究所
※2	国勢調査	国立社会保障・人口問題研究所
※3	国勢調査	国立社会保障・人口問題研究所



(様式8)

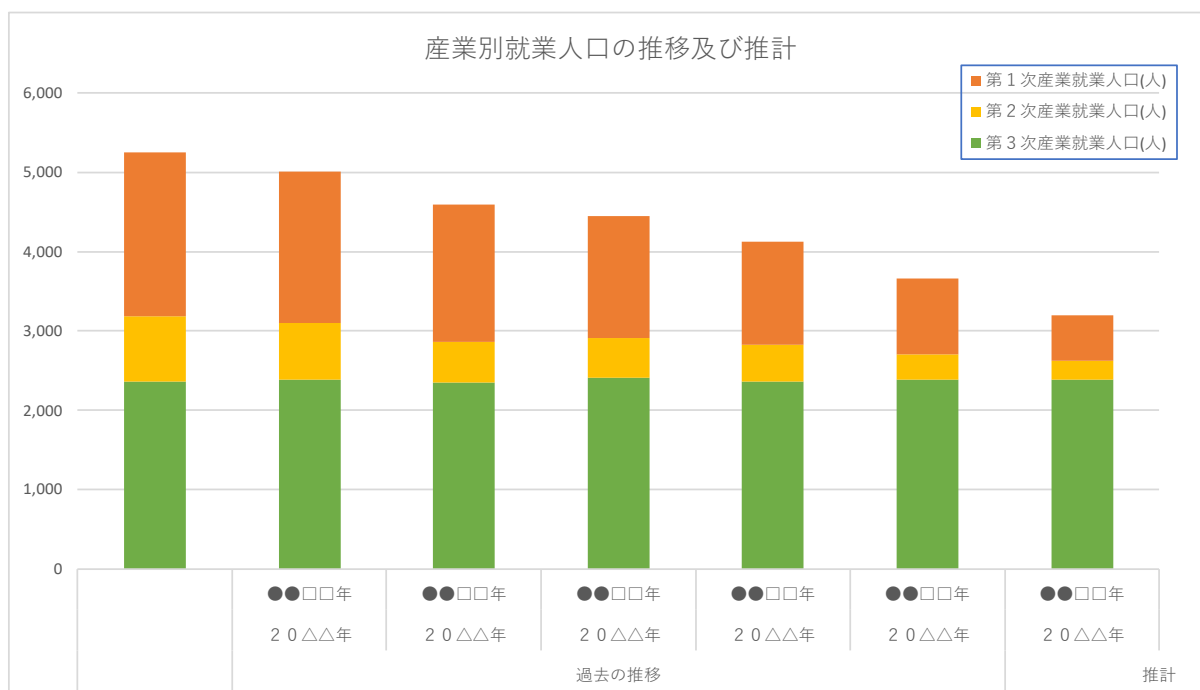
c 産業別就業人口の推移及び推計

c 産業別就業人口の推移及び推計

項目	年次	過去の推移					推計		備考
		20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	
産業就業人口(人) ①		5,247	5,017	4,593	4,456	4,123	3,657	3,199	②+③+④
第1次産業就業人口(人) ②		2,068	1,920	1,725	1,548	1,302	951	570	※1
	割合(%)	39.4%	38.3%	37.6%	34.7%	31.6%	26.0%	17.8%	②/①
第2次産業就業人口(人) ③		822	715	515	501	461	322	238	※2
	割合(%)	15.7%	14.3%	11.2%	11.2%	11.2%	8.8%	7.5%	③/①
第3次産業就業人口(人) ④		2,357	2,382	2,353	2,407	2,360	2,384	2,390	※3
	割合(%)	44.9%	47.5%	51.2%	54.0%	57.2%	65.2%	74.7%	④/①

データ収集先、出典等

	過去の推移	推計
※1	国勢調査	推計④-① トレンド推計
※2	国勢調査	推計④-② トレンド推計
※3	国勢調査	推計④-③ トレンド推計



(様式9)

d 産業規模の推移及び推計

①農業産出額

単位：100万円

項目	年次	過去の推移					推計		備考
		20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	
農業産出額		5,960	5,810	—	5,430	5,010	4,641	4,185	※1

データ収集先、出典等

	20△△年	20△△年	20△△年	20△△年	20△△年	推計
※1	生産農業所得統計			市町村別農業産出額		推計⑤-① トレンド推計

②製造品出荷額

単位：100万円

項目	年次	過去の推移					推計		備考
		20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	
製造品出荷額		7,271	5,892	3,158	2,070	2,261	939	478	※2

データ収集先、出典等

	20△△年	20△△年	20△△年	20△△年	20△△年	推計
※2	工業統計調査			経済センサス		推計⑤-② トレンド推計

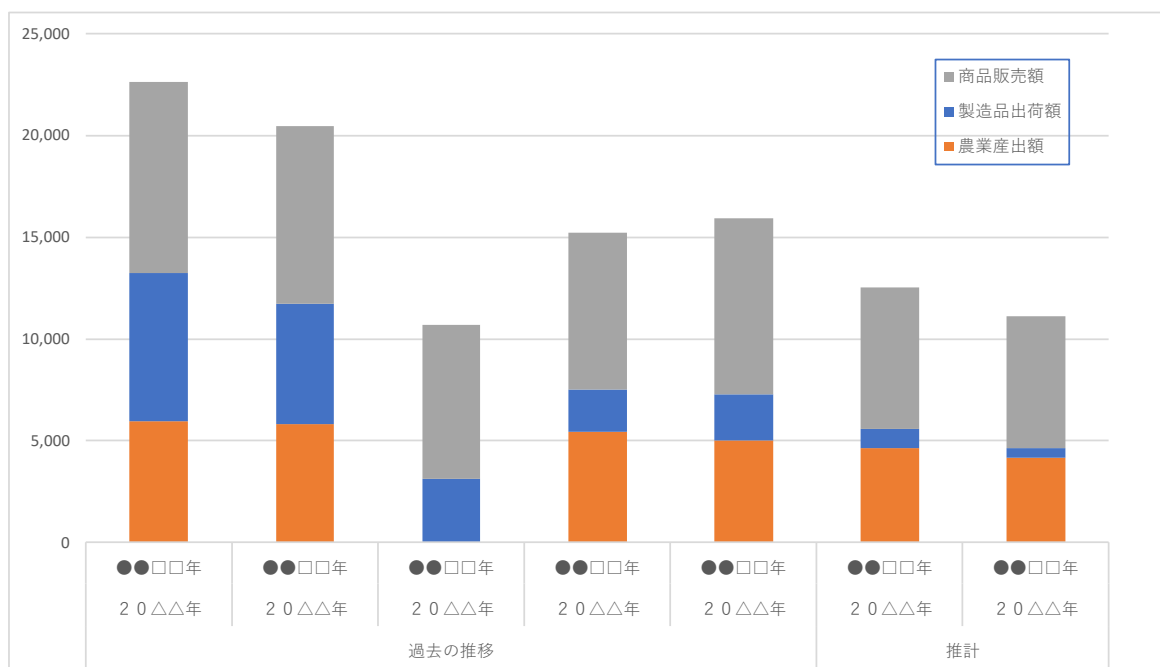
③商品販売額

単位：100万円

項目	年次	過去の推移					推計		備考
		20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	20△△年 ●●□□年	
商品販売額		9,378	8,775	7,536	7,694	8,643	6,943	6,438	※3

データ収集先、出典等

	20△△年	20△△年	20△△年	20△△年	20△△年	推計
※3	商業統計調査		経済センサス	商業統計調査	経済センサス	推計⑤-③ トレンド推計



(2) その他の条件

(様式 10)

a 面整備進捗状況 (土地区画整理事業, 市街地再開発事業等)

地区名	計画決定	完了		施工中		未施工		備考
	面積 (ha) ①	面積 (ha) ②	割合 (%) ②/①	面積 (ha) ③	割合 (%) ③/①	面積 (ha) ④ ①-②-③	割合 (%) ④/①	
計								

※ 整備済面整備も記載。
 ※ 備考欄に事業主体を記載。

データ収集先, 出典等 鹿児島県の土地区画整理事業

(様式 11)

b 都市計画道路の整備状況

単位: km

種別	路線名	都市計画区域内				備考	
		計画延長 ①	改良済延長		改良率		
			20△△年 ●●□□年 ②	20△△年 ●●□□年 ③	20△△年 ●●□□年 ②/①		20△△年 ●●□□年 ③/①
高規格							
都市計画道路							
その他の道路							
主要幹線							
都市計画道路							
その他の道路							
都市幹線							
都市計画道路							
その他の道路							
合計							

※ 区域マス本文及び附図に記載のある路線はすべて記載する。
 ※ 都市計画道路はすべて記載すること。
 ※ 延長は各年度末の予定とする。

データ収集先, 出典等 都市計画現況調査(詳細版)

(様式 12)

c 公共下水道整備状況

①公共下水道整備率（面積）

単位：ha

全体計画面積 ①	都市計画決定面積 ②	②/①	整備済面積 ③	③/②

●●□□年○月

②公共下水道接続率（人口）

単位：人

処理人口 ①	接続人口 ②	下水道接続率 ②/①

●●□□年○月

③生活排水処理施設人口普及率

単位：千人

	住民基本台帳人口 ①	生活排水処理施設				計 ②	普及率 ②/①	備考
		公共下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽	コミュニティ・プラント			
○○町								
鹿児島県								

●●□□年○月

データ収集先、出典等

県都市計画課・生活排水対策室

(様式 13)

d 都市公園整備状況

①整備率

単位：ha

種別	計画面積	供用済面積	供用率	施工中面積	備考
	①	②	②/①		
都市計画決定公園	住区基幹公園				
	都市基幹公園				
	大規模公園				
	その他				
	小計				
その他の都市公園	住区基幹公園				
	都市基幹公園				
	大規模公園				
	その他				
	小計				
合計					

②一人当たりの都市公園面積

単位：㎡，人

	都市計画区域内人口		都市公園面積		一人あたり公園面積		備考
	20△△年	20△△年	20△△年	20△△年	20△△年	20△△年	
	●●□□年	●●□□年	●●□□年	●●□□年	●●□□年	●●□□年	
	①	②	③	④	③/①	④/②	
都市計画決定公園							
その他の都市公園							
計							

データ収集先，出典等 都市公園等整備状況調査

(3) 区域区分の有無の判断根拠

(様式 14)

a 将来土地需要推計表

	面積 (ha)	人口		収容の可否	需要面積 (ha)
		20△△年 ●●□□年 (人)	20△△年 ●●□□年 (人)		
住宅用地					

	面積 (ha)	製造品出荷額		収容の可否	需要面積 (ha)
		20△△年 ●●□□年 (100万円)	20△△年 ●●□□年 (100万円)		
工業用地					

	面積 (ha)	商品販売額		収容の可否	需要面積 (ha)
		20△△年 ●●□□年 (100万円)	20△△年 ●●□□年 (100万円)		
商業用地					

データ収集先, 出典等	
-------------	--

(様式 15)

b 区域区分の有無を検討する際の検討要件一覧表

●都市の規模

検討要件	判断基準			結果	検討の必要性
人口	人口が10万人を超えるか	〇〇年の人口			

●定量的な判断(都市の拡大の可能性)

検討要件	判断基準			結果	検討の必要性
人口の見通し	10年後の予測 10万人を超えるか(増減)(1)a	〇〇年の人口			
		△△年の人口推移			
産業の見通し	産業就業人口が増加するか(1)c	〇〇年の産業就業人口			
		△△年の産業就業人口			
	農業産出額が増加するか(1)b	〇〇年の産出額			
		△△年の産出額			
製造品出荷額が増加するか(1)b	〇〇年の出荷額				
	△△年の出荷額				
商品販売額が増加するか(1)b		〇〇年の販売額			
		△△年の販売額			
土地需要の見通し	各用地の収容の可否(3)a	住宅用地			
		工業用地			
		商業用地			

●定性的な判断(都市の拡大の可能性)

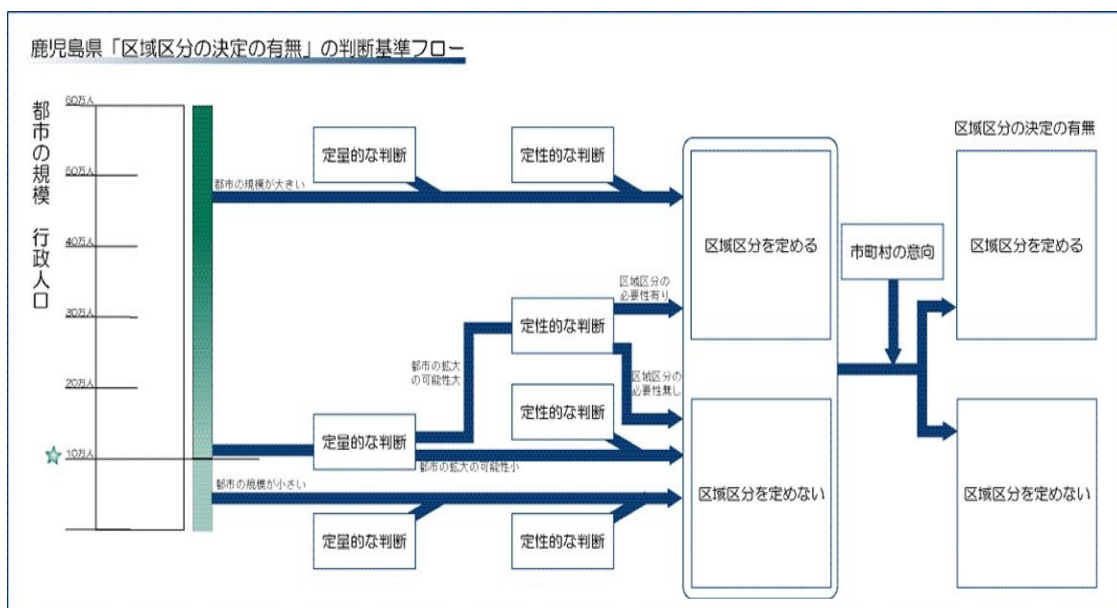
検討要件	判断基準			結果	検討の必要性
市街化動向	スプロール可能性の有無				
地形その他地理的条件	市街地拡大の可能性の有無				
大規模プロジェクト	大規模プロジェクトの有無				

●定性的な判断(良好な環境を有する市街地の特性)

検討要件	判断基準			結果	検討の必要性
都市施設の整備状況	都市的土地利用拡散の制限の必要性				
密集市街地等の有無	都市的土地利用拡散の制限の必要性				
地形その他地理的条件	都市的土地利用拡散の制限の必要性				

●定性的な判断(緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮)

検討要件	判断基準			結果	検討の必要性
地形その他地理的条件	土地利用の制限の必要性				
緑地等自然的環境条件	土地利用の制限の必要性				
個別法による規制状況	土地利用の制限の必要性				



(4)市街地整備プログラム施設・事業別算定資料

a 予定する都市施設整備一覧

(様式 16)

事業・施設		～ 20△△年	～ 20△△年
面整備	土地区画整理事業		
	市街地再開発事業		
	その他		
街路等	都市計画道路		
	国道拡幅		
	県道改良事業		
	駅前広場		
公園	住区基幹公園		
	都市基幹公園		
下水道	公共下水道		
	都市下水路		
河川	2級河川		
	準用河川		
学校	小学校		
	中学校		

記載例

- ・道路 路線名(延長)：△△号(〇〇m),△△線(〇〇m),○・△・□号△△線(〇〇m)
- ・公園 名称(面積)：△△公園(〇〇ha)
- ・下水道 面積：〇〇ha